

議 事 日 程 第 3 号

平成25年6月13日(木) 午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第3号と同じ

出欠議員氏名

出席議員 (24名)

1 番	木	村	芳	浩	議員	2 番	相	田	克	平	議員	
3 番	高	橋	嘉	門	議員	4 番	佐	藤	弘	司	議員	
5 番	山	田	富	佐	子	議員	6 番	山	村	明	議員	
7 番	鈴	木	章	郎	議員	8 番	高	橋	壽	議員		
9 番	白	根	澤	澄	子	議員	1 0 番	佐	藤	忠	次	議員
1 1 番	遠	藤	正	人	議員	1 2 番	堤		郁	雄	議員	
1 3 番	工	藤	正	雄	議員	1 4 番	齋	藤	千	恵	子	議員
1 5 番	島	軒	純	一	議員	1 6 番	海	老	名	悟	議員	
1 7 番	渋	間	佳	寿	美	議員	1 8 番	相	田	光	照	議員
1 9 番	中	村	圭	介	議員	2 0 番	小	島	卓	二	議員	
2 1 番	佐	藤		兵	議員	2 2 番	高	橋	義	和	議員	
2 3 番	小	久	保	広	信	議員	2 4 番	我	妻	徳	雄	議員

欠席議員 (なし)

出席要求による出席者職氏名

市 長	安 部 三十郎	副 市 長	小 林 正 夫
総 務 部 長	須 佐 達 朗	企画調整部長	山 口 昇 一
市民環境部長	赤 木 義 信	健康福祉部長	菅 野 智 幸
産 業 部 長	多 田 美佐雄	建 設 部 長	加 藤 吉 宏
会 計 管 理 者	遠 藤 善 則	総 務 課 長	菅 野 紀 生
財 政 課 長	後 藤 利 明	総合政策課長	我 妻 秀 彰
水 道 部 長	細 谷 圭 一	病院事業管理者	芦 川 紘 一
市 立 病 院 長	加 藤 智 幸	教 育 委 員 会 長	高 橋 英 機
教 育 長	原 邦 雄	委 員 長	神 田 仁
教育指導部長	土 屋 宏	教育管理部長	伊 藤 精 司
農 業 委 員 会 長	高 橋 寿 一	農業委員会会長	小 林 栄
事 務 局 長		選挙管理委員会	
選挙管理委員会	生 田 英 紀	委 員 長	
事 務 局 長		代表監査委員	大 澤 悦 範
監 査 委 員 長	遠 藤 誠 司		

出席した事務局職員職氏名

事 務 局 長	近 野 長 美	事 務 局 次 長	高 野 正 雄
副 主 幹 兼 議事調査係長	松 田 順 子	庶 務 係 長	青 木 重 雄
主 査	堤 治	主 任	我 妻 政 仁

午前10時00分 開 議

○島軒純一議長 おはようございます。

ただいまの出席議員24名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号により進めます。

.....

日程第1 一般質問

○島軒純一議長 日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

一つ、雪おろしで死傷者が出ないような住宅づくりを進めるために外4点、8番高橋壽議員。

〔8番高橋 壽議員登壇〕（拍手）

○8番（高橋 壽議員） 私の質問は5点です。

1、雪おろしで死傷者が出ない住宅づくりを進める必要があること、2、狭隘な道路の下水道マンホールふたを断熱型に切りかえ、冬期間の安全対策をとること、3、災害情報を迅速に市民に伝える方法として防災ラジオを導入・普及すること、4、聴覚障がい者と「耳の遠い」高齢者のために「障がい者用火災警報器」の設置を支援すること、5、ことしの冬のような場合には「福祉灯油」を実施すべきで、実施に踏み切らなかったのは「実施するかどうかの基準がなかったからではないか」。基準をつくる必要があること。以上の5つの質問です。

まず、第1点目の質問です。県は雪対策総合計画を改定しましたが、雪による被害を「災害と認識し改定した」という点に大きな意義があると考えています。したがって、雪害に対して行政は災害対策基本法と災害救助法の観点から、減災・防災対策、さらには救助が求められることとなります。

ここ数年間の豪雪に、屋根の雪おろしで高齢者に限らず屋根から転落する事故が相次いでいま

す。これを「自己責任」に押し込めてしまうべきではないと考えます。行政は、「減災・防災・救助」の観点からどのような対策があるのか真剣に検討すべき課題と捉えるべきものではないでしょうか。

そこで、市行政は「雪おろしで死傷者が出ないような住宅づくりを進める」必要があると考えますが、当局の考えをお伺いいたします。

第2点目の質問です。米沢市も近年下水道事業が進み、市街地では狭隘な道路にも下水管が入り込むようになってきています。そして、ことしの冬もそうでしたが、特に日中でも気温が低いが続いたときなどには、下水の熱で下水道のマンホールが設置されている箇所だけが丸くぽっかりと深い穴ができてしまっています。

狭隘な道路の場合は、朝の通学・通勤時には車は穴を避けることもなかなか難しい状況で、すれ違い子供たちも危険な状況になっています。夜間は、穴がよく見えずに車のハンドルをとられて事故につながりかねない状況も起きています。

この対策として、米沢市ではそうした道路で特に危険と思われる箇所に「マンホールふた」を「断熱型」のものに「実験的」に切りかえてきました。実験的にということですから、これまで設置した数はそう多くはありません。

9日付の山形新聞は、山形市が今後3年間で7,000カ所、1億5,000万円の事業費で断熱型マンホールふたに切りかえると紹介していました。山形市よりも雪の多い米沢市です。米沢市でも本格的な普及に取り組んでいくべき事業と時期だと考えますが、いかがでしょうか。

第3点目の質問です。3.11東日本大震災後、自治体の防災計画の見直しが求められ、その中で災害時の「災害情報をいかに迅速に正確に住民に伝えていくか」その方法と設備の整備が焦眉の検討課題とされています。福島原発の事故でもこのことが問われたわけですが。

米沢市でも先ごろ「地域防災計画」を見直し、改定しましたが、この課題について改定版の防災計画では「市民に防災情報を迅速かつ正確に伝達する手段として同報系無線を活用することにより防災対策の向上が期待される」「市は、同報系無線や新たな情報伝達システムの導入に努める」としています。

近年の自然災害は、竜巻や集中豪雨など短時間で大規模な災害になる場合が多くなってきています。それだけに「迅速かつ正確な災害情報を住民に伝達し、住民がいち早く避難できるようにすることが今一番災害対策には求められている」と認識すべきです。

加えて、米沢市の場合は、豪雪地という地域的、高齢者だけのひとり暮らし、二人暮らしの世帯が増加しているという社会的状況を考慮し、この課題に急ぎ取り組む必要があります。

そこで、米沢市が整備しようとしている同報系無線の選択肢として、先ごろ開局したコミュニティーFMラジオ局の電波を活用した情報伝達手段はとりわけ有効なものと考えられます。

新潟県内の自治体では、既に中越地震の際、地域FM局からの「災害情報」が「2次災害からの回避」「孤立した集落住民への的確な情報伝達で住民に安心感を与えた」などその威力を発揮しました。

新潟県上越市などでは、災害情報がFM局から発信されると自動でスイッチオンになって選局、受信する災害情報受信用につくられた「防災ラジオ」が住民各世帯に「無償貸し付け」というやり方で配付・配置されています。

米沢市は開局したFM局と先ごろ災害発生時に迅速な「災害情報」をラジオ電波で流す「災害時の放送要請協定」を締結しています。そこで伺いますが、この災害情報を「有効に受信できる」防災ラジオの導入と普及を進めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

同時に、米沢市では災害時に「孤立するおそれ

のある集落」が幾つかあると想定しています。この集落では、特に「迅速・正確な災害情報」が重要になってきます。そこではFM局の電波は受信できるようになっているのでしょうか。

「中継局の設置」が必要なのではないのでしょうか。いかがお考えか伺います。

第4点目の質問です。消防法の改定で、火災警報器の設置が義務化され、米沢市では高齢者世帯には緊急経済対策事業を活用した財源で市民負担なしで設置しながらその普及を図ってきました。

ところで、聴覚障がい者や「耳の遠い」高齢者には、一般的な「音で知らせる」火災警報器ではなく、回転灯がぐるぐる回って「光」で火災の発生を知らせる特殊な警報器が必要とする障がいを持つ方々が、米沢市にもいらっしゃると思います。通常の警報器と比べて機械本体と設置費用が高額になるために、一般的な警報器で間に合せている方や、あるいはまだ取りつけていないという方々が、いらっしゃるのではないのでしょうか。

警報器設置は法律で定められていることから、設置しないわけにはいきません。火災が発生した場合、往々にして障がいを持った方が逃げおくれるということがありがちです。そうした事態にならないようにしなければなりません。

そこで伺いますが、こうした「聞こえに障がいを持った方々」が「障がい者用火災警報器」を設置しようとする場合、行政の支援が一定必要と考えますが、現状はどのようなになっているのでしょうか。

最後の質問です。生活困窮世帯への冬期間の「灯油代」の支援、いわゆる「福祉灯油」の実施方について伺います。

米沢市では「福祉灯油」事業は近年では2008年に実施したと思います。

さて、ことしの冬は雪が連続して降り続き、しかも気温が低い日が続きました。そこに追い打

ちをかけるように円安などの要因で灯油の小売値が高どまりしました。

そうした中、北海道や東北、甲信越、長野地域など積雪寒冷地では「福祉灯油」事業を実施する自治体が広がりました。そして米沢市議会でも民生常任委員会でしたでしょうか、過去に「福祉灯油」事業を実施した2008年のときの降雪量と気温、灯油小売値などを比較すれば、ことしの冬も「福祉灯油」事業を実施すべきではないかと当局は問われました。

しかし、米沢市はことしの冬、この「福祉灯油」事業を実施しませんでした。実施するか実施しないかの判断は何によって行っているのでしょうか。

そこで伺いますが、米沢市はことしの冬、豪雪対策本部を立ち上げながら「福祉灯油」事業を実施しなかった理由をお伺いしたいと思います。私は、実施するしないを判断する一定の基準を持ち合わせていないところに問題があるのではないかと考えるものですが、いかがでしょうか。

以上5点について質問いたします。

○島軒純一議長 安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいまの高橋壽議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、「福祉灯油」に関してお答えいたします。その他に関しては部長よりお答えいたします。

御質問にありましたように、米沢市では平成19年度と平成20年度に「福祉灯油」を実施いたしました。これは国の緊急経済支援補助を受けて緊急対策事業として実施したところであります。したがって、その後実施をしていないというのは市独自の実施するという判断を持っていないために実施をしなかったわけであります。

しかしながら、灯油価格の高騰によって灯油を購入できずに寒さに震えている市民がいるといった状況は避けなくてはならないと思います。

したがって、本当に困窮している世帯には「福祉灯油」を実施すべきものと考えております。

どのような場合にどの範囲で実施するかなどについて十分に検討して、実施のための基準づくりを行いたいと考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 加藤建設部長。

〔加藤吉宏建設部長登壇〕

○加藤吉宏建設部長 私からは、1の雪おろしで死傷者が出ないような住宅づくりを進めるために、2の狭隘道路の断熱型下水道用マンホール蓋の積極的普及をについてお答えいたします。

初めに、雪おろしで死傷者が出ないような住宅づくりを進めるためにありますが、現在本市では昨年度に引き続きまして県の支援事業を活用しました米沢市住宅リフォーム総合支援事業費補助金制度を実施しております。この制度は耐震化工事、省エネ改修工事、バリアフリー化工事、県産木材を使用する工事などがございしますが、平成25年度からは新たに克雪化工事を追加し、これらのいずれかを含みかつ一定基準を満たす住宅のリフォームを実施する場合、全体工事費の10%で20万円を限度額として助成する制度でございます。

今年度追加になりました克雪化工事の対象となるものとして4つございます。1つ目は、雪おろし作業用の命綱を固定するための金具を取りつける工事などの雪おろし作業の安全性を確保するための工事。2つ目は、屋根に融雪設備を設置する工事。3つ目は、屋根の勾配を急にしたり、雪が滑りやすい屋根材に改良するなどの屋根の雪を落ちやすくするための工事。4つ目は消雪設備などの住宅と同一敷地内に融雪設備を設置する工事でございます。

この助成制度につきましては4月1日号の広報米沢において掲載し、克雪化工事が新たに対象となったことを紹介したところでございます。また、市のホームページにおきましてもトップ

ページのお知らせコーナーに配置し、2週間に1回更新しながら最新の申請件数及び予算残額などについてお知らせをしているところでございます。

現在、予算残額にまだ余裕がございますので、対象となる克雪化工事について改めて広報よねざわ並びにホームページで紹介をしていきたいと考えております。

また、雪おろし作業中の転落事故による死傷者が多発したことにつきましては、これを防止するために安全に雪おろし作業ができるための工事や、雪おろしをする必要のない屋根の形状や材質について、引き続き広報やホームページで紹介してまいりたいと考えております。

次に、狭隘な道路の下水道マンホール断熱ぶたの積極的普及をについてお答えいたします。

議員仰せのとおり、本市では平成23年度に狭隘道路や交差点、踏切の前後など試験的に6カ所断熱ぶたの設置を行いました。平成24年度にその効果を検証しましたところ、道路との段差は生じてございましたので、引き続き特に段差のある狭隘な道路や交差点、学校周辺などに13カ所断熱ぶたを設置しました。

今年度は昨年度設置しました13カ所の効果を検証するとともに、最上川と掘立川の間、中部排水区全域の積雪時での狭隘道路におけるマンホールの道路状況調査を実施いたします。その調査結果と市内各地域からの要望箇所を踏まえ、特に段差の大きいマンホール20カ所について断熱ぶた設置をする予定でございます。

来年度以降につきましてはこの道路調査の範囲を広げ、その結果と道路管理者及び地域からの要望箇所に基づき、特に学校や公共施設周辺等に配慮をしながら断熱ぶたの設置について年次計画を作成し、順次実施していきたいと考えております。

私からは以上でございます。

○島軒純一議長 須佐総務部長。

〔須佐達朗総務部長登壇〕

○須佐達朗総務課長 私から、災害情報が受信できる防災ラジオの活用と導入・普及についてお答えいたします。

初めに、防災ラジオの効果についてであります。災害時における防災情報の伝達手段としては同報系の防災行政無線が基本となると考えておりますが、多種多様な情報伝達手段の確保として、特に屋内にいる場合、近年の住宅の気密性の向上や気象状況によっては屋外拡声器からの音声聞き取りにくいことが想定されるために、御指摘の防災ラジオは、これらを解消し迅速かつ適確に住民に伝達することができるものとして非常に効果はあると認識しているものであります。

具体的には、まず災害発生時においては高齢者、あるいは障がい者にとりましては屋外拡声器から流れるのと同じ緊急の情報が気象状況に左右されることなく入手できることから、まず防災ラジオは有効であると考えております。

次に、停電などライフラインの復旧に時間を要するような場合、こういう災害につきましては避難所の開設や備蓄品などの配布などの情報が昨年12月に締結しました御指摘の災害時の放送要請に基づくニューメディアからの随時放送があるために、防災ラジオに限らずFM局を受信できるラジオがあれば情報入手が容易にできることになります。さらには、ライフラインなどの回復後も、長期に避難生活を余儀なくされる方にとっても避難所内のコミュニケーションを図るために必要な情報を入手する手段として、引き続きFM局を受信できるラジオは有効であると考えているところであります。

次に、災害情報の伝達手段についての整備であります。災害が発生した場合、災害規模、災害現場の位置、状況を把握し、いち早く正確な災害情報を地域住民などに伝達する必要があります。

このため、非常災害時における災害情報の収集、伝達手段確保を目的として防災行政無線システムがございます。本市では、現在移動系の防災行政無線について整備活用しているところですが、緊急時にいち早く正確な災害情報を住民に知らせる基本となる同報系の防災行政無線は未整備でございます。現時点におきまして、防災情報につきましてはこのようなことからさまざまな手段により情報伝達をしていく必要があると考えております。

まず、災害が発生した後の災害情報や安否情報などのお知らせ情報については広報車による広報、それから自主防災組織、町内会等を通した情報伝達、臨時広報の発行あるいは市のホームページでの広報、さらには御指摘のコミュニティFMを活用した広報活動などを実施していくこととしております。

一方、緊急時における避難を呼びかける緊急情報につきましては全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートと呼ばれているものですが、本市で受信した緊急情報を自動的に住民に対して周知することができるように今年度に整備を予定しているものでございます。

具体的には、1つに携帯電話の緊急速報エリアメールサービスを利用する方法、それから2つ目としてケーブルテレビの文字放送を利用したL字放送による方法、3つ目がラジオのFM放送に割り込むコミュニティFMを利用した方法、これら3つの手段を用いて緊急情報を伝達しようとしているものでございます。

さきの東日本大震災時におきまして、停電した地域においてはラジオが貴重な情報入手手段となったことは承知しているところであります。本市においても、ラジオを活用して情報提供を予定しているところとございます。特に、ラジオを活用しての情報伝達につきましては、各家庭にある携帯ラジオあるいはカーラジオなどを想定しているもので、83.4メガヘルツで放送し

ておりますFMNCV「おきたまGO!」の放送に割り込んで緊急放送を流そうとするものでございます。

このような災害情報手段の現状を踏まえまして、情報伝達の基本的な考え方について今後まちづくり総合計画の中で同報系無線の整備を含め、防災ラジオの整備についてもメリット、デメリットとともに費用対効果など総合的に研究して多種多様な手段の確保に努めるため、その方法や導入の可能性について検討していきたいと考えているところでございます。

私からは以上です。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

〔菅野智幸健康福祉部長登壇〕

○菅野智幸健康福祉部長 私からは、聴覚障がい者と耳の遠い高齢者に障がい者用火災警報器の普及をについてお答えいたします。

まず、聴覚障がい者についてであります。障がい者用の火災警報器につきましては、在宅の障がい者に対し、浴槽、訓練用ベッドなどの日常生活用具を給付または貸与し、日常生活の便宜を図ろうとする日常生活用具給付事業により、平成4年度から対応しております。この事業は1割の自己負担で用具を購入できる制度で、物品ごとに対象要件や基準額を規定しているものであります。

その中で、火災警報器として給付または貸与するものは2種類あります。まず、室内の火災を煙または熱により感知し音または光を発し、屋外にも警報ブザーで通報する火災警報器で、これは平成22年度に1件、平成24年度に1件の給付を行っております。もう一つ、火災警報などを振動や文字などで知らせる聴覚障がい者用屋内信号装置、これがあり、これは平成21年度以降4件の給付のうち1件は火災警報器と同時に給付しております。

対象者につきましては障がい者のみの世帯で、火災警報器につきましては身体障害者手帳1、

2級所持者、または重度の知的障がい者を対象としまして、基準額は1万5,500円。聴覚障がい者用屋内信号装置につきましては、聴覚障がいのある身体障害者手帳1、2級所持者を対象として基準額は8万7,400円となっております。

全体的な需要件数につきましては、平成24年度現在の聴覚障がいによる手帳所持者は292人で、このうち1級は28人、2級は55人となっており、本事業に該当する世帯はおよそ25件と把握しているところであります。事業の周知につきましては、身体障害者手帳交付説明会や窓口において手帳を交付する際に、障がいの程度に合わせた事業内容を対象者に説明しているところであります。

火災警報器の設置は、議員お述べのとおり、消防法により全ての住宅に設置が義務づけられておりますが、聴覚障がいのある世帯の設置状況につきましては本事業の給付実績に基づく世帯のみの把握で、その他の該当世帯については確認していないところでございます。今後は周知を含め該当世帯へ「設置は完了しておりますか、まだならこのような制度がございます」といった内容のダイレクトメールを送付するなど設置状況調査も含め検討してまいりたいと思います。

次に、高齢者についてであります。火災警報器給付事業の制度内容についてであります。本市では老人日常生活用具給付等事業により、居宅において生活している高齢者の日常生活を支援するため、火災警報器の給付を行っております。対象者につきましては、本市に住所を有する65歳以上の方のみで構成されている世帯で収入に応じ自己負担があるものです。

給付する警報器の仕様としましては、屋内の火災を煙で感知し、感知した場合には音と光で高齢者に対し火災発生を知らせるものとなっております。

また、火災警報器の音の大きさは人間のどなり声や叫び声と同じ音量の約90デシベルと設定さ

れております。この設定は、身体障害者福祉法によって定められている身体障害者手帳交付要件の6級の方の両耳の聴力レベルが70デシベル以上であるということから、通常の耳の遠い高齢者には十分対応できるものと考えているところであります。

次に、給付事業の実績につきましては、平成23年度は13件、平成24年度は8件となっております。また、このほか平成23年6月から消防法及び火災予防条例が改正されたことにより、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務づけられたとき、平成21年度に地域活性化・経済危機対策交付金を活用し、市民税が非課税の1,299件の高齢者世帯に火災警報器を設置してまいりました。

給付事業の周知につきましては、毎年4月1日の広報よねざわに事業の内容を掲載するとともに、本市のホームページでも紹介しているところであります。そのほか、本市の福祉サービスを紹介する米沢市まちづくり出前講座を利用して各老人クラブ、町内会などに周知を図り普及啓蒙に努めてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 高橋壽議員。

○8番（高橋 壽議員） まず、1番目の質問の雪おろしで死傷者が出ないような住宅づくりを進めるという点で質問いたしますけれども、答弁で御紹介がありましたように米沢市の広報よねざわの4月1日号に住宅リフォーム助成制度、県の事業を米沢市は活用しているわけですが、その中で今年度からこれまでは4要件を満たした場合にこの助成制度を受けられるということになっておりましたけれども、5項目めとして克雪化工事ということで先ほどの紹介ありました補助対象になるということになったわけです。

私も、広報よねざわは毎号よく見ているわけですが、うっかりこの部分は見逃しており

まして、今年度から県で始めたということをご
れまで知りませんでした。

それで、改めて4月1日号を見ても予算
という、先ほど出ました予算残高もホームペー
ジでお知らせしていきますということですが、
でも、今年度の予算額が4,000万円ということで、
先ほどの答弁ですと1件当たり上限20万円まで
で工事費の10%までと限定されていますけれど
も、そうしますと予算額4,000万円というのは県の
予算と米沢市の予算合わせて4,000万円という
ことですね。米沢市負担分は2,000万円という
ことでしたでしょうか。確認したいんですけれど
も。

○島軒純一議長 加藤建設部長。

○加藤吉宏建設部長 この事業につきましては県の
事業を米沢市が行っているということで、米沢
市の負担額はございません。4,000万円は県の予
算ということになっております。

○島軒純一議長 高橋壽議員。

○8番（高橋 壽議員） ちょっと私はそれぞれ2
分の1ずつ負担し合って、それで事業を展開す
るのかと思いましたが、今の答弁ですと
4,000万円は全額県の予算だというお話で、米沢
市は負担していないわけです。

実績が何件かあることになっておりますけれど
も、紹介していただきたいのは1件当たりどの
くらいの金額で工事されているものですか。

○島軒純一議長 加藤建設部長。

○加藤吉宏建設部長 今までの4月以降の実績でご
ざいますが、6月7日現在までで181件の申請が
ございました。そのうち、克雪化工事に対する
申請については27件ございます。181件で予算残
額が今4,000万円に対して1,578万3,000円となっ
ております。約2,400万円ほど使ったということ
で、1件当たり大体20万円までいっていません
が、十六、十七万円くらいになっていると思い
ます。

○島軒純一議長 高橋壽議員。

○8番（高橋 壽議員） 要は、申し上げたいこと
はこの程度の金額で果たしてどれほどの工事が
可能なのかということをお願いしたいわけでは
ありません、つまり今回克雪化工事が新たに加わ
った意味ですね。これはやはり、この間県内
でこういう事故が多発して死亡者も出ていると
いう状況の中でここに支援して一定の事業化、
政策化していくということだったと思いますけ
れども、やはりこれで死傷者が出ないような状
況になればいいわけですが、そういう状
況になかなか、このぐらゐの金額でやるとした
ら金額が少ないうんじやないかという感じが私
はしているわけですね。

だとすると、やはり県の事業の住宅リフォーム
の1項目に入ったんですが、この問題につ
いてもう少し力を入れてやるとなれば、ここに
県の事業を活用するのもいいんですが、米
沢市としても力を入れてやる必要があると私は
思うんです。

だから、米沢市で単独の予算を幾らか上乗せす
るとか、そういうこともあつてしかるべきだと
私は思うんですけれども、死傷者が出ていると
いうこの重みですね。そこを私は考える必要
があると思いますけれども、改めてもう1回そ
の辺の考え方をお知らせいただけますか。

今年度から県がそういう認識で、その件で1項
目入れたというのは非常に評価されるべきもの
ですが、米沢市としてどうなのかという
ところを、私もう一つ問われていると思うん
ですけれども。どうですか。

○島軒純一議長 加藤建設部長。

○加藤吉宏建設部長 この制度に市独自の上乗せを
というお話でございますが、ただいま申し上げ
ましたとおり、今実施している補助制度につ
きましては市の持ち出しはないわけですが、独
自の上乗せとなりますと財政的なものも
ございます。この上乗せにつきまして国からの
補助があると聞いていますけれども、その上乗

せ分は国からは1割か2割と聞いております。残りの部分については市が単独でということになるものですから、これからの要望、需要などを考慮しながら慎重に対応していくべきものと考えております。

○島軒純一議長 高橋壽議員。

○8番（高橋 壽議員） 米沢市としてもこの問題については何とかしなきゃならないという御認識はおありだと思います。ことしの冬も亡くなられた方も実際いるわけなので、やはり県は県でそういう市町村の実態を踏まえて県で事業化したわけですけれども、米沢市としてこの問題をどうするのかというところをもう少し考えていただかないと、ことしの冬の亡くなったという状況をよく認識しているとは私は言いがたいのではないかと思いますので、ことしの申請が実際27件あるということなので、その実績を中身まで踏み込んで、どういう工事をしてどれだけの金額がかかったのか、どれだけの自己負担があったのか、自己負担というカリフォルムができたのかというところまで、詳細に実績を検証して、それでやはりもう少し米沢市で負担しないとなかなかうまくいかなかったということになれば来年度の予算あたりで踏み込んで予算づけをするということも検討していただきたいと思います。どうでしょうか。もう1回。

○島軒純一議長 加藤建設部長。

○加藤吉宏建設部長 議員仰せのとおりですけれども、申請書の中には当然設計書、それから精算書というものが入っています。工事完成精算書に基づいて完了届、そして補助金の申請、交付ということになるものですから、その書類の内容を確認させていただいて、今議員仰せのような部分を検証させていただきながら実態を調査して検討させていただきたいと思います。

○島軒純一議長 高橋壽議員。

○8番（高橋 壽議員） 次に、断熱型のマンホー

ルの件ですけれども、9日付の山形新聞に山形市の事例が紹介されていたので皆さん御承知だと思うわけですけれども、先ほど紹介しましたけれども、7,000カ所、1億5,000万円の工事費だということなのですけれども、山形市と市街地の状況や下水道の普及や除雪の体制とかいろいろあるので一概には比べられませんけれども、一瞬私もこの箇所数と金額について驚いたわけですけれども、米沢市として御紹介いただきたいわけですけれども、郊外というところは除いて、市街地区域でマンホールというのはどのぐらい、下水道の普及に伴ってありますか。大体概算で結構ですけれども。

○島軒純一議長 加藤建設部長。

○加藤吉宏建設部長 数字が古くて申しわけございません。平成23年度末ですけれども、市内に約9,000カ所のマンホールがございます。そのうち、先ほど申し上げました中部地区、ここには約3,400カ所ございます。

○島軒純一議長 高橋壽議員。

○8番（高橋 壽議員） そうすると、やはりマンホールの数だけを数えれば結構あるなという感じはするわけですけれども、その中で道路状況が狭いとか穴ができてしまう場所というのはどれだけあるかわからないので、今年度から調査をしてどれだけ必要なのかというのを定期的に取りかえていくというお話ですけれども、今年度の調査する前ではありますけれども、20カ所というお話ですよ。20カ所でどのくらい費用がかかるんですか。先ほどの山形市の場合は、7,000カ所で1億5,000万円ですから、大体2万円ちょっと1カ所ですと思いますけれども、そういうふうに単純計算すれば20カ所で40万円程度ということになりますか。

○島軒純一議長 加藤建設部長。

○加藤吉宏建設部長 材料そのものが約2万円前後ぐらいになるかと思います。工事費含めても大体四十、五十万円という感じになるかと思いま

す。

○島軒純一議長 高橋壽議員。

○8番（高橋 壽議員） この間、雪解けの後の4月5月、5月の臨時議会でも道路の穴に自動車のタイヤが落ち込んでパンクしたということで事故の専決ということで示談処理、いろいろありましたね。結構最近多くなっていると思うんですね。

そういうことも含めて考えれば、やはり道路管理者の管理のあり方としてこの問題は非常に重視する必要がありますし、特に先ほども紹介しましたけれども、朝方の通学時に通勤の自動車と通学する子供たちのすれ違う状況を見ていると、かなり危ない状況が私はあると思います。

だから、調査するのがそれで大変いい話なんですけれども、箇所数をどれだけにするかとなりますと、予算がかかるわけなので、ここは覚悟をしてやる必要があると思うんですよ。今年度20カ所四十、五十万円程度ということですが、四十、五十万円程度ではさっきの中部地区、ことし調査する範囲だけでも3,400カ所のマンホール数があるわけなので、そこからすると余りにも20カ所程度は少な過ぎると思うわけですけれども、1路線というか、大体どれぐらいの下水道の距離に1カ所ずつマンホールを設置するかですが、そんなに道路としては数はカバーできないような気がしているわけですが、その辺いかがですか、20カ所程度ということであれば。

○島軒純一議長 加藤建設部長。

○加藤吉宏建設部長 断熱ふたの設置する想定する場所ですが、まちの中の車が交互交差できない部分、すれ違いのできないいわゆる細い道路、そういうものに入っているマンホールということを対象に調査をしようと考えております。

調査の結果を受けてですが、総合計画にのせまして予算措置をしていく必要があると思っています。

ますので、まずは調査をさせていただきながら実態の中で枚数、個数を確定していきたいと思っています。

○島軒純一議長 高橋壽議員。

○8番（高橋 壽議員） 調査の結果を踏まえて、改めてもう1回予算等出てくれば質問させていただきたいと思います。

次に、防災ラジオの活用のところですが、御答弁では、これから総合計画の中でどういうやり方がいいのかいろいろ検討した上でやっていきたいという話ですが、上越市の事例も多分既に御承知だと思いますが、その辺の状況をどう感じられているかお知らせいただけますか。

上越市の場合、御存じのとおり先ほどの屋外型のいわゆる消防のサイレン塔の上にスピーカーをつけるような形の屋外型の防災スピーカーによる警報装置と、各世帯にラジオから電波が入りますと自動的にスイッチが入って防災情報が自動的に流れるという防災ラジオを各世帯に無償で配付しているわけですが、私はどちらも必要だと思うんです。ただ、費用がかかるのでこれを同時に設置するということはなかなか難しいわけですが、優先順位からすれば防災ラジオを優先して入れるべきだと思うんです。

先ほどの答弁でもありましたけれども、高齢者の方々は通常室内におられる時間が多いわけですし、障がい者の方も室内におられる時間が多い。それから、災害時というのはやはり米沢市を考えた場合には豪雪による災害ということで屋外にはいないことも多いし窓は閉め切っているということで、屋外型のものだとなかなか室内までは音が届かないということもありますので、その辺のことを考えればやはり防災ラジオというのを普及していく必要があると思いますけれども、もう1回改めてその辺の考え方、優先順位といいますか、お知らせいただきたい

ということと、防災情報というか災害情報をいち早く伝えるという意味では、導入はやはり早くやる必要があると思うんです。その件で総合計画の中に入れ込むということですが、大抵めどとしてはいつごろということは考えていらっしゃるかどうか伺いしたいと思います。

○島軒純一議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 緊急時にいち早く正確な情報を住民に知らせるものとして防災行政無線があるわけです。実は、山形県と同報系の防災行政無線の整備率、これが全国最低でございます。そんなこともあって、県では補助金を用意しながら引き上げに躍起になっているわけです。当然、同報系の防災行政無線の役割、その機能につきましては十分有効だと我々は思っておりますので、それを主軸にまずは考えていくことになるかと思えます。

ただ、その上で議員の御指摘があったように本市の大規模災害を鑑みるに豪雪地帯、地震についてもたまたま今回被害もなかった、そういったこととあわせて景観の問題、そういうことを経費も含めまして総合的に考えますと全てを同報系の防災無線で整備するのがいいかどうか。さらには、補助的といっているかどうかですが、ラジオを設置して、しかも近々に設置して対策に臨むのがいいかどうか、そういったことを今後全体的に計画の中で議論していきたいと思っています。そのめどにつきましては、現在第4期の実施計画中でございますが、第5期の実施計画に向けて今申し上げたようなさまざまな観点から議論を尽くしていきたいと思っております。

○島軒純一議長 高橋壽議員。

○8番（高橋 壽議員） 5期の実施計画ということですか。なるほどわかりました。御検討いただいて取り組みを急ぎお願いしたいと思います。やはり、この間も質問してきましたけれども、豪雪関係については特に災害救助法の適用など

も県で基準づくりをして進めるということで、豪雪に対する県の取り組みというのが最近強まってきているわけなので、米沢市の場合災害といえはやはり一番は豪雪ということが挙げられると思いますので、そういう観点からも防災ラジオの設置というのは非常に大事なことだと思いますので、早目をお願いしたいと思います。

「福祉灯油」のところをお伺いしますけれども、基準づくりをするということで一定前進の答弁でしたのでお願いしたいわけです。

今冬というか、3月までの冬の期間はできませんでしたが、ことしの冬から場合によっては対応できるように基準づくりを急ぐということによろしいでしょうか。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 基準づくりについては、やはりさまざまなところを検討しなければならないと思います。価格の変動をどのように捉えるとか、冬の状況、気温の変化が一番基本となってくるのでその辺、それから該当者をどのように私どもとして設定するかといったところがございまして、確かにこの冬からというのが一番理想だとは思いますが、その辺さまざまな課題をクリアしなければならないということを前提に、まずは早急に検討してまいりたいと考えております。

○島軒純一議長 高橋壽議員。

○8番（高橋 壽議員） 1点だけ御紹介をしますが、ことしの冬の状況、灯油価格がどうだったのかという話ですが、2月に資源エネルギー庁が、大体資源エネルギー庁で定期的に灯油価格の全国調査をやっているわけですね。それで公表しているわけなのですが、2月6日に全国的に灯油価格の上昇で「福祉灯油」を実施するかどうかということに各県自治体になって、北海道などではかなり道庁に対し「福祉灯油」を道レベルでやってほしいということが自治体から出て、結果として北海道庁が実施

するということで各自治体でやったわけですが、そういうことも国に要望事項として上がって、あるいは生協連が灯油の共同購入なんか全国的に取り組んでいるわけですが、生協連などからも要請があったりして、資源エネルギー庁では特に２月のときには何回か全国調査をやりました。

２月７日付の新聞で私は見たわけですが、値上がり幅が一番大きかったのが山形県だったんです、全国で。４２円がトップで、その次は滋賀県の３８円、長崎県２３円ということで断トツに値上がり幅が高かったのが山形県。だから、この状況を見てもことしの冬はやはりやるべきだったと思うんです。２月初旬以降も低温の時期は続いたので、やはりそういうところの情報を集めながら、県にも要請しながら「福祉灯油」というのは非常に大事な事業だという位置づけをすべきだと思います。今後ともこの事業についてどういうのが一番いいのか御検討を急ぎしていただきたいと思います。以上です。

最後になりますけれども、障がい者用の火災警報器の普及ですが、米沢市としては手帳をお持ちの方々から推定されると大体２５件ぐらいの世帯で障がい者用の火災警報器が必要ではないかという御認識で、実績がなかなか上がっていないということで、今後ダイレクトメールで紹介したり窓口で手帳交付の際にお知らせしていくという対応をされるということだったんですけれども、その際紹介をされるだけでなく紹介した後設置するかどうかという判断をまだしていない場合、しなきゃならないわけですね、まだしていない方は。その際、金銭的余裕というか、できるような状況の方は、１割負担ということで支援されていますけれどもそういうことを知らなかったということで、この制度を利用して設置される方もいらっしゃるかもしれません。しかし、なかなか難しいという方はいないのかというところまでやはり踏み込んで

御紹介なり御案内なりする必要があると私は思います。その辺、設置できますかという話も含めてされないと、実際は設置したいんだけどできないという状況が私は残っていくと思いますけれども、いかがですか。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 このことに関しましては、議員お述べのとおりであると思います。したがって、ダイレクトメールの場合も制度の紹介、それからあわせてしなければならない法律的な背景もあるんだというのもあわせて、なおかつそれでもなかなか難しいとおっしゃる方には自宅に訪問しながらという手法もあると思いますので、そういったところで積極的に御案内していきたいと考えております。

○島軒純一議長 高橋壽議員。

○８番（高橋 壽議員） 消防庁で聴覚障がい者の世帯の火災警報器の設置率というのを調査されたら、２００８年、ちょっと古くなりますけれども、一般家庭の場合は７７％全国で設置されていたのだけれども、聴覚障がい者の場合は約２％程度にとどまっていたということだったわけですね。それを受けて、消防庁は今年度２０１３年度に生活保護で身体障害者手帳をお持ちの方々については無償で設置をするという方針を出しました。

ただし、申請が、私も初めて最近気づいたわけですが、昨年度末だったんです。３月末で締め切っちゃったと。それで、米沢市で先ほど窓口で設置していない方２５件ぐらい方がいらっしゃるという話で御紹介するという方々に生活保護の方とかそういう方々がいた場合、消防庁が無償で設置することは締め切りで終わったわけなので、米沢市として何らかの対応ということを考えていく必要が私はあると思いますけれども、そこはいかがですか。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 この２５件につきましてはその内容、生活保護の方々はどのくらいいらっしゃる

しゃるのかというところまでは、申しわけないですけれども調査はしていないところでした。したがって、あわせてその辺も加味しながら調査はしていきたいと思います。

○島軒純一議長 高橋壽議員。

○8番（高橋 壽議員） 恐らく、消防庁の事業として生活保護世帯で無償設置というところで申請してつけたという方は、窓口が米沢市社会福祉課なのでないと思います。それで、周知がおくれたと私は思います。もっと周知を早くして無償で設置してあげるべきだったと思いますし、今おっしゃったように窓口でこれから紹介して、もし生活保護の方で1割も大変だという方がいたら米沢市で改めてそのことについては検討いただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上で終わります。

○島軒純一議長 以上で8番高橋壽議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午前11時00分 休 憩

~~~~~

午前11時10分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、「起業」誘致の推進について外2点、19番中村圭介議員。

〔19番中村圭介議員登壇〕（拍手）

○19番（中村圭介議員） 一新会の中村圭介でございます。私は緊張するというのは余りないんですけれども、やはり議場壇上というのは何度登っても緊張するものでして、初心を忘れず残りの議員生活を精いっぱい頑張っていきたいと思います。今回も気持ちと意思を込めて質問を行いたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

いたします。

それでは早速通告に従い順次質問を行います。

1点目、起業誘致の推進について伺います。今回質問する起業誘致は、新たな企業を米沢市に誘致する目的の企業誘致ではなく、新たな法人の創業・起こす業と書く起業に焦点を合わせたものになります。つまり、米沢で創業する法人を支援しよう、誘致しようという趣旨の質問となりますので御承知おください。

現在、本市において人口減少は大変深刻な問題です。議員当選後、初めての一般質問でも触れましたが、ちょうど2年前の6月時点の住民基本台帳人口は、8万6,844人となっております。そしてことし5月現在の住民基本台帳人口は8万6,131人、約2年間で713人が減少したことになります。就職難も相まって、U・I・Jターンもなかなか進んでおりません。そして何より若い世代が職を求め県外に転出している現状こそがこの人口減少の大きな要因であることは言うまでもありません。

そのような中、雇用創出や自主財源の確保、地元への経済波及効果に即効性の高い企業誘致に対する必要性・緊急性は日増しに高まっておりますが、競争相手は日本全国の自治体のみならず、海外の自治体までもが対象となっており、今後も激しい誘致合戦が予想されます。企業誘致については、今後ますます厳しさが増し、費用と時間を費やしてもなかなかその成果を予測することは難しく先行きが不透明といった状況です。

一方で、地域内での地場産業の振興等に加えて起業・創業にフォーカスした内発的な振興が各自治体で注目されております。本市のまちづくり総合計画・後期基本計画においても起業・創業の促進について記載があります。

1つ目、米沢産業育成事業の推進により人材を育成する。2つ目、起業家支援のための相談体制を強化する。最後に3つ目、起業家塾の開催

やチャレンジショップ事業の推進などにより起業家を育成するとあります。内発的振興に着目した力強い方針であり、これらの政策が効率的に実施されれば地域ブランドイメージの向上が期待され、企業誘致が促進されるといった複合的な効果も期待できます。

そこで1つ目の質問です。米沢市まちづくり総合計画後期基本計画でうたっている起業の促進は第4期実施計画でどのように反映されているのか。また、効果をどのように考えるのか。直近の新規創業者数などの具体的な数字も交え答弁をお願いいたします。

次の質問に移ります。米沢市道の駅基本構想策定に向けた民間活力の活用について伺います。

平成29年度に供用予定の東北中央自動車道、米沢～福島間の工事が現在着々と進められております。東北中央自動車道は福島県相馬市を起点とし、福島市、米沢市、山形市、新庄市などを經由して、秋田県横手市で秋田自動車道に連結する総延長268キロの高規格幹線道路です。

本市の重要事業要望書にも記載されているとおり、この東北中央自動車道は観光、産業、農業等の分野における交流・連携による地域経済の活性化、雇用の創出、周辺道路の渋滞緩和などを実現するばかりではなく、保健医療ネットワークや防災体制の強化等を推進していく上で極めて重要な路線となっております。

本市においても、東北中央自動車道の平成29年供用開始に向けて観光の拠点施設でもある道の駅が整備されることになりました。東北中央自動車道、米沢～福島間は新直轄方式で整備されるため、米沢～福島間の通行料は無料となり、前段で述べた数々のメリットを享受できる一方、県外から流入する多くの自動車がこの東北中央自動車道を利用することが予想され、場合によってはこの米沢を素通りされてしまうといったことも懸念されております。少しでも多くの通行者にこの米沢にとどまっていただけるよう、

利便性のよい、そして魅力ある道の駅づくりが求められております。

その道の駅についてですが、ことしの3月現在で全国に977駅を数えるまでに至ったそうです。昨今の食への安心・安全への関心の高まりや、地産地消の浸透等を背景に、地場産の農林水産物や加工品を取り扱う直売所や地場産の食材を提供するレストラン等を兼ね備えた道の駅がふえており、観光客のみならず地域の人々が集う交流の場、そして地域の人たちの新たなビジネスチャンスの場としての役割も果たしております。また、大規模災害時に道の駅が地域住民の一時避難場所や支援物資の供給基地としての機能を果たすなど地域防災拠点のかなめとしてその期待が高まっているようです。これまで述べたように、道の駅にはさまざまな側面があり、また整備を行うにはその地域ごとの気候や地域性、インフラ面等を勘案し、推し進めていかなくてはなりません。

先月の市政協議会において、本市道の駅の基本構想を策定するために必要な事項について調査検討することを目的に、道の駅基本構想検討委員会の設置について報告がなされました。検討の内容としては、整備目的・基本コンセプト・配置計画・整備手法・規模及び構造など多岐にわたります。

そして検討委員会のメンバーについては、米沢商工会議所を初めとする各種関係団体の代表者及び公共的団体代表者とありますが、我々一般市民の参画について何ら触れられておりません。

前段でも述べたように、道の駅には単なる観光拠点としての機能だけではなく地域交流や防災拠点としての機能も兼ね備える必要があると考えます。そうならば市民、そして地域住民の理解は必要不可欠です。

そこで2つ目の質問です。道の駅基本構想検討委員会を設置するに当たり、委員会に多くの市民を登用するとか、市民検討委員会を設置する

などの考えはないかお尋ねいたします。

最後、3つ目の質問です。フェイスブック運用に向けた進捗状況について伺います。昨年9月定例会の一般質問で本市におけるフェイスブックの運用を要望したわけですが、その理由、メリットを大きく4つに分けて改めて簡単にご説明させていただきます。

まず1つ目は、行政と市民が双方向でコミュニケーションを図ることができることです。急速なインターネットの普及や携帯端末の進化により、我々は無数の情報に囲まれながら生活しております。必要な情報は容易に取得できますが、「気づかないことに気づくこと」が非常に難しくなっております。それを本市で例えれば、幾ら行政がホームページで丁寧な情報発信を行っても市民が何らかの目的をもってホームページにアクセスしなければそれらの内容を知り得ることはできません。その点、フェイスブックでは目的のページを登録することで随時発信者側の情報をリアルタイムで入手することができます。そして、「いいねボタン」やコメント欄を活用することで受信者はフィードバックができ、よりコミュニケーションを図ることができます。そうすることで今まで知り得なかった情報を知ることができ、行政を身近に感じてもらうことができるはずです。

メリットの2つ目は、行政の素早い情報発信と幅広い周知を可能にすることです。東日本大震災を機に、フェイスブック等のソーシャルメディアの活用が注目されております。インターネットインフラが災害に強かったことや、ソーシャルメディアが持つ人とのつながりを活用できたこと。そして何より現状をリアルタイムで発信できる即時性が理由に挙げられます。以上のように、災害時にソーシャルメディアが有効な情報源としてその効果を発揮することは実証済みです。

メリットの3つ目。システム開発が不要で、短

期間での運用が可能だということです。フェイスブックでページを作成する際には、特別な機能を付さない限り基本的に費用は発生いたしません。また、既存の会員基盤を利用するので、短期間での利用開始が可能となります。また、専門性の高い技術的知識が不要で、気軽に利用できるのも大きな特徴です。

そして、最後のメリット4つ目になります。職員意識の向上が期待できることです。フェイスブックを活用することで、市民と常につながっているということを意識することができ、職務に対する緊張感や責任感が生まれてくるものと思います。

以上が、私がフェイスブック運用を要望する理由であります。昨年9月定例会の一般質問で山口企画調整部長より、行政としてのフェイスブック活用について内部勉強会を開催したいとの答弁をいただいております。その後どのように進展したかお知らせください。

以上、壇上からの質問といたします。

○島軒純一議長 安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいまの中村圭介議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、起業誘致の推進についてお答えします。その他につきましては部長よりお答えします。

起業の促進に係るこれまでの取り組みであります。米沢産業育成事業により、高度な技術者の育成を図るべく生産革新、品質管理、マーケティングなどものづくり企業にとって有益な研修を行ってきました。また、厚生労働省の雇用創造推進事業による各種創業セミナーでは起業、経営、独立開業のノウハウを学ぶ講座を平成23年度に14回、24年度には25回開催をいたしました。さらに、若手起業家支援事業費補助金制度を創設したほか、米沢市商工業地域活性化支援事業費補助金制度においても商店街の空き店舗

を活用した起業のほか、新規事業による創業などについても対象とするなど起業家の支援体制を強化してまいりました。

続いて、昨年の起業や創業の数についてですが、市の補助制度を活用した事例と商工会議所の新規会員のうちの起業・創業事業所の数で申し上げます。平成24年度からスタートした若手起業家補助金では8件の申請があり6件に補助をしました。また、米沢市商工業地域活性化支援事業費補助金制度を活用した起業が2件となっております。さらに、米沢商工会議所の平成24年度の新規会員中、起業や創業によるものが24件でありますことから、全体で32件ほどと推定しております。

また、起業相談であります、商工会議所が相談窓口となって年間20件を超える相談があります。商工会議所の経営指導員による相談体制の充実を図っていきたいと考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 埴田産業部長。

〔埴田美佐雄産業部長登壇〕

○埴田美佐雄産業部長 私からは、2番の米沢市道の駅基本構想策定に向けた民間活力の活用についてお答えいたします。

現在、7月に米沢市道の駅基本構想検討委員会を設置すべく準備を進めているところであります。委員会における検討内容としましては、道の駅の基本コンセプトや場所の選定のほか、規模、構造、さらには施設管理や運営等を想定しており、年内をめどに道の駅の整備に係る基本的な事項についての御意見をお伺いしたいと考えております。この検討委員会の報告を受けて、本市として年度中に基本構想を策定していきたいと考えております。

その基本構想検討委員会の委員につきましては、商工会議所、米沢観光物産協会などの観光関連団体、山形おきたま農業協同組合、流通及び運輸関連団体、さらには生産者や消費者の方々な

ど15名を予定しております。また、庁内には関連する部課長で構成する庁内調整会議を設置し、具体的な検討事項の調整や情報共有を図り、検討委員会と調整しながら基本構想の検討を進めてまいります。

次に、市民の方々へは道の駅がもたらす地域活性化や経済効果などについて情報提供するための講演会などの開催なども検討するとともに、本市ホームページ等でも基本構想検討委員会の進捗状況についてお知らせをしていきたいと考えております。

また、議員御提案の市民も基本構想策定段階から参画して協働で進めてはどうかということに対しましては、米沢市まちづくり総合計画の柱でもある協働と交流のネットワークが広がるまちづくりの観点からも大変有意義なものと理解しております。市としまして、多くの市民の方々の意見等を吸い上げよりよい道の駅を建設し、運営していく必要があることから、市民の皆様にはさきに申し上げたとおり適宜進捗状況についてお伝えするとともに、市民向けの出前講座やワークショップの開催を通じて市民と市が協働して取り組む仕組みを検討してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○島軒純一議長 山口企画調整部長。

〔山口昇一企画調整部長登壇〕

○山口昇一企画調整部長 私からは、フェイスブック運用に向けた進捗状況についてということですが、昨年9月に中村議員から御質問いただきましてその後の取り組みについてまずは報告せよということでしたので、回答をさせていただきます。

初めに、フェイスブックの運用に向けた本市のこれまでの取り組みについてですが、昨年9月の定例会で中村議員の御質問を受けながら他自治体におけるフェイスブックの活用状況等について情報の収集を行ってまいりました。

東北各県の状況としましては、それぞれ各県2つから3つの市において公式フェイスブックを立ち上げながら情報発信を行っている状況にあります。今年度に入りまして山形県内ではこれまで山形県、新庄市が持っておりましたが、加えて酒田市や高畠町で新たな運用が開始をされるなど徐々に取り組む自治体が増加してきているという状況がございます。

本市におきましては、まずは専門家を交えた勉強会が必要であろうと認識をさせていただきました。ことし3月にはコンピューターネットワークやソーシャルメディア等を研究しておられます山形大学工学部の先生を講師にお招きをしながら、庁内の関係部署の若手職員になりますが、20名ほどの出席によりましてフェイスブックを初めとしたソーシャルネットワーキングサービスに関する研修会を開催させていただきました。この中で、フェイスブックの概要、運用の方法、フェイスブックが持っているメリット、デメリット等についてさまざまな事例を出していただきながら勉強を深めるなど研究を進めてまいりました。

とりあえず報告はここまでにさせていただきます。

○島軒純一議長 中村圭介議員。

○19番（中村圭介議員） 順番は逆になるんですが、フェイスブックについてです。

勉強会を部長答弁のとおり重ねてこられたということで、フェイスブックの持つメリット、デメリットも皆さんで検討されたということであったんですが、その過程はわかりました。今後、これをどのように運用していくか、実際の運用についてどのようなお話になったか、その辺お聞かせいただきたいと思います。

○島軒純一議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 その中で具体的に運用等について構成を検討したわけではないわけですが、冒頭議員からあったように、コスト

がかからない、専門の組織が要らない、そうした中で運用が広がっていますよという部分は勉強会の中でも認識をさせていただきました。

現在、現時点で私どもといたしましてはある意味デメリットの部分もその中では指摘をされてきたわけでありましたが、このシステムが持っております即時性、即時性といいますのは議員もおっしゃっておりますが受動的な情報収集ができるという部分での即時性、それからユーザー間でのネットワークによって情報が拡散をしていくんだというシステム自体が持っております特徴、こうしたところから自治体の運用も裾野が広がってきているという状況にありますので、今後につきましてはこうしたフェイスブックの強みや弱みを踏まえた上でいかにして有効性を発揮していけるかというところを踏まえて、他自治体の取り組み状況を参考にしながら、まずは試験的な実施の運用に向けて走りながら勉強していくという段階に進んでいきたいと考えております。

○島軒純一議長 中村圭介議員。

○19番（中村圭介議員） といいますと、試験的なながらもまずは実際に運用するという答弁でよろしかったですか。

○島軒純一議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 なかなか、すぐにシステムとして本格運用というところまではいかないかもしれませんが、まずは試験的な部分から運用していく、できれば今年度内ぐらいには運用にたどり着けるような格好で検討させていただきたいと思っております。

○島軒純一議長 中村圭介議員。

○19番（中村圭介議員） 運用を考えていただくということで大きな一歩だと思います。ぜひ今年度といわずすぐにでも始めていただきたいと思います。

当然御承知のとおりかと思えますけれども、近隣では高畠町さんも始められておりますし、酒

田市なんかも始められております。自治体、さまざまそれぞれの特色を出して使われておりますので今から始めても米沢が始めたという真新しさとかはないかもしれないんですけど、ぜひ米沢らしいフェイスブックの運用方法を考えていただきながら、まずは試験的とおっしゃいましたけれども、まず始めること、これは大切なことだと思いますのでぜひフル活用できるように早急に着手していただきたいと思います。

一番最初に戻りまして、起業誘致の推進について、まずこちらから伺いたいと思います。市長から答弁いただいたわけですが、何でも、何がまちづくり総合計画にどのように反映されているのかということを聞いたのかといいますと、後期基本計画において、先ほど壇上でも述べましたけれども、起業の促進ということで起業家の育成に力を入れるんだ、そして起業家のための相談体制を強化していくんだということがここに書かれておりました。

市長がおっしゃったような取り組みはされておったかと思うんですけども、実際、第4期の実施計画を見ますと起業の促進欄にあるのは若者のための起業支援事業、それと米沢産業育成事業、これは運営の負担金ですね、平成17年度からの事業です。

つまり、非常に何ていうんですかね、後期基本計画では起業家に対する手厚い補助をするんだということをうたっておきながら、実施計画を見ると片や一方はこれまで継続してきた負担金と若者支援金も起業に向けた、企業を起こすという意味では非常に重要なというか大切な事業だと思うんですけども、相談体制とか人材育成という部分に関してはちょっと全然後期計画の思いが全く反映されていないんじゃないかと感じるわけなんです、その点について御説明いただきたいんですけども、お願いします。

○島軒純一議長 埴田産業部長。

○埴田美佐雄産業部長 議員仰せのとおり、第4期

実施計画には登載しておりませんが、本市が行っている企業支援対策についてもう少しかみ砕いて申し上げますと、商工会議所の地域産業支援センターの運営支援や雇用創造推進事業による各種創業セミナー、人材育成、若手起業家支援補助金制度による開業資金の提供等がございます。

起業家の相談体制については、主として商工会議所が、役割を担っていただいております。会議所の経営指導員を紹介することなどで対応しておりますが、また日本政策金融公庫においても今年度になりますが、創業サポートデスクを設置しており、まずは商工会議所を初めとしてこうした専門知識を有する機関と連携を図りながら創業の相談体制の充実を図っていきたいと考えております。

○島軒純一議長 中村圭介議員。

○19番（中村圭介議員） そういった相談体制があることは、私も承知しております。

問題なのは、後期基本計画が平成23年3月に策定されて、その後に商工会議所で起業の相談受付業務を始めたんですかということです。そんなわけないですよ。もともとあるんですよ。要するに、相談体制を強化すると言いつつも、今部長がおっしゃったのは以前にあったシステムが、こういうものが、何ていうんですかね、代替しているんだという、言葉をきつく言えば詭弁というか、私はそういうふうに感じます。

この後期計画でうたっているのは、新たな今までの既存の機能よりさら飛躍的にもっと使いやすい整備を行いますよというメッセージだと思うんです。そういう意味では、私も起業・創業の支援というのは本当に大切なものだと思います。やはり、創業の促進を図るために相談の窓口というのは絶対的に私は必要だと思っております。

今、ものづくりであつたり商業であつたり、農業であつたり、起業するに当たって相談窓口つ

てばらばらですよ。非常にわかりづらいという一面も持ち合わせておりますし、実際に会社勤めされている方、幹部クラス、役員の方が同じような仕事を創業するのに商工会議所で相談しやすいというか、できますかね。やはり、そういう秘密性も兼ね備えるような窓口は何としても必要じゃないかなと思っております。

それと同時に、これは私も調べてみてわかったことなんですけれども、非常にアメリカなどと比較して我が国においては開業率の低さというのが指摘されておるようです。それと同時に開業率を上回る廃業率の高さというものも指摘されておるようでして、つまり何が必要かといえればレベルの高い、質の高い起業家の候補者を輩出することが必要だということが言えると思います。つまり、将来の起業家を育成支援することが何よりも大切だと私は考えるわけでございます。

2点目、私の考え3つあるんですけれども、そのうちの2つが事業構想を具現化させるためのフォロー体制づくりですね。結局、開業時のリスクというのは誰にでもつきまとうものなんですけれども、それらのリスクを最小限に抑えるために綿密な事業計画を行うためのフォロー体制づくり、ここに尽きると思います。

最後の3つ目は、実際綿密にまとめた計画を持って実際に創業するという方の支援ですよ。これは本市における、例えば若手起業家支援とかチャレンジショップだとか、あとは地域産業支援センターにあるインティベーション施設ですか、いわゆるレンタルルームとか、こういったものはすぐすぐれているとは思いますが、その前段の部分がまだまだ足りないと思うんです。前からあるものを利用すればいいという話に聞こえているんですよ。さらには、レンタルルームも聞いたところまだ5部屋もあいているというんです。それを埋めるのに商工会議所では非常に苦勞されていらっしゃる。

つまりは起業家候補がなかなか育っていないという現状があると私は読んでおります。

ということは、今部長のおっしゃった内容はよく理解するところでありますけれども、後期基本計画の目的を考えればもっとしっかりとした相談窓口の充実、つまりは起業家の育成支援策というものをもっと充実していくべきと考えるんですが、その辺部長の考え、お聞かせください。

○島軒純一議長 刃田産業部長。

○刃田美佐雄産業部長 私どももまだまだ充実を図らなければならないと認識しております。今後ではありますが、起業家を育成する各種教育プログラムやフォロー体制の整備、起業支援や起業場所の提供などの直接的な支援といった、議員からの御提案もあった起業に必要な施策を体系的に構築していく必要があると考えております。

○島軒純一議長 中村圭介議員。

○19番（中村圭介議員） 私は、今回の質問は、単に起業家を支援できる体制をつくらうという思いじゃなくてそれより上なんです。例えば、起業とか事業を相談するなら米沢でやろうと、それくらい質とレベルの高い体制づくりをお願いしたく今回質問させていただいております。ということは、何としても創業環境の整った地域づくりをして、そこにタイムリーな施策を打ち出して活力ある起業活動を支援していこうと、そういった体制づくりを願ってといいますか、質問させてもらっております。

そういったものを可能にしていくためには、さまざまな事業が、何ていうんですか、ばらばらになって起業家の支援を行っているかと思うんですけれども、私はやはりワンストップで相談できる窓口、そこに専門的な人材を配置することが必要だと思うんです。ころころ変わってしまうじゃなくて、そこに専門人材で張りつくことですね。情熱を持って指導できる人。そうすれば、専門的な人材がいれば当然指導のノウ

ハウとかもどんどん蓄積できると思うんです。

通告のときにもお話しさせていただきましたが、現に自治体でもそういったワンストップの相談窓口、部長にも行っていますよね。こちら、静岡県富士市なんですけれども、f-Bizなんていう形で、実際これは商工会議所と提携しながら市が独自で専門員を配置してさまざまな起業相談、商品開発、ターゲットの絞り込み、セールスポイントの発見、こんなところまで相談に乗っていらっしゃる。そこに相談した企業がセンターからさまざまな企業とのマッチングも受けて東京に出店することができた、商品の売り込みをすることができたなんていうことの実績を上げられているようです。

市長、済みません、聞き間違いだったら申しわけないんですけども、先ほど商工会議所で、20件ぐらいの起業相談だという話なんですけれども、富士市、これは相談件数というより来場者ですけれども、データは古いですが、平成22年では1,800人ぐらいの、施設に来場者があるそうなんです。全く規模とレベルが違うんです。それだけ土壌が整えば、潜在的に起業だけでなく現に操業している方が例えば新事業をしたいという、こういう二次的な創業者もいらっしゃると思うんです。そういった方の火を消さないというか、そういう体制づくり、ぜひ富士市のようなワンストップで相談できるような窓口の開設というものをやってみたらいかかなと思いますが、いかがでしょうか。

○島軒純一議長 埴田産業部長。

○埴田美佐雄産業部長 議員仰せのとおり、山形県でも創業をワンストップで支援する山形チャレンジ創業応援センターを県内の各商工会議所に設置して開設して実施するとお聞きしておりますが、こういった施策も含めて活用するとともに、商工会議所や政策金融公庫などの各機関と連携しながらあわせて議員仰せのとおり先進地事例も研究させていただきながら積極的に検討

してまいりたいと思います。

○島軒純一議長 中村圭介議員。

○19番（中村圭介議員） 積極的な検討という返事をいただきましたけれども、最初に申し上げたとおり、私このまちづくり総合計画という、これは本市の当然まちづくりのバイブルであって、やはりここに書いたものをいかに実現していくかというのが本当に大切なことだと思っております。

実は、最初の質問は少し意地悪なところがあったんですが、それに対して実施計画に書かれている中身が余りにもお粗末というか弱いというか、本当にこれを実現しようという思いが全く伝わってこなかったんですよ。私は、この起業の促進と見たときに、ただ相談体制の充実じゃなくてこれを他市に勝る、横並びじゃない、米沢はすごいと言われる政策をつくっていくんだなと私は解釈したんですよ。過大に解釈し過ぎたのかわからないんですけども、でもそのくらい思いを込めてやっていかなければ絶対市民にも伝わりませんし、効果というものがあらわれてこないと私は考えますので、ぜひ部長、今積極的にとおっしゃっていただきましたので、資料を持っていらっしゃると思います。この富士市の事例というのはかなり参考になると思いますのでぜひ実現に向けて、形はさまざまな形があると思いますけれども、ぜひ検討していただきたいと思います。

次が、最後の道の駅基本構想策定に向けた民間活力の活用についてということであります。道の駅は新文化複合施設同様、本市にとっても非常に指折りというか一大プロジェクトであるというのは言うまでもない話でありますけれども、当然それだけ市民の関心も高い。私の周りの方々から道の駅どうなるんだという話を最近耳に入ってくるようになりました。そして、新文化複合施設ではなかなか説明不足があったということで大混乱を起こしたわけです。これらを

何としても教訓としなくちゃならない。つまり、基本構想策定前段階で市民に何らかのアプローチをしなければならないのでないかと、市民を巻き込んでいかなくはならないのでないかと、その思いから今回質問を提案させてもらいました。

そしたら、部長からワークショップとか出前講座という話があったかと思えますけれども、ワークショップや出前講座って、さまざまな形があります。市が考えるワークショップ、出前講座というのはどんな形でしょうか。もし具体的に例えば回数ですとか手法とかどんな目的なのかとか、もし固まっているのであればその辺教えていただきたいと思えます。

○島軒純一議長 埴田産業部長。

○埴田美佐雄産業部長 ワークショップや出前講座についてはこれから検討していく課題と思っておりますので、今現在具体的な内容は持ち合わせていないところであります。

○島軒純一議長 中村圭介議員。

○19番（中村圭介議員） これからということなんですけれども、ここを間違えると、私はまた大変なことになると思うんです。なぜかといえ、新文化複合施設で、どうしても何て言うんですかね、ネガティブになってしまった市民の方が、このまま進めても仮に市が上手に検討委員会の方と客観的に第三者が見て立派な施設だと言っても、また勝手につくっちゃった、つくったと言われかねないんです。だからぜひこの部分は市民を巻き込んでやってもらいたいという思いなんです。

それで、話が変わりますけれども、市長に提案というか、あるんですけれども、話がそれるんですけれども、昨年9月に若者会議の設置をお願いしたときに市長、山新主催のヤングフォーラムですか、JC米沢青年会議所主催のまちづくり市民会議に市長が参加された体験をもとに非常に楽しかったというか大切なものであると

いうことで、何としても開催したいというお話をいただいたわけですが、今回道の駅の基本構想策定に当たり、この若者会議、いずれ市長、考えていただけると言っていたんですけれども、ぜひ道の駅をつくるに当たっての構想の市民会議的なものを企画してみてはどうかと思うんです。私、個人的にはメンバーを市長が委嘱するという形で最終的には意見とか要望書を市長に提出してもらおう。先ほど部長がおっしゃったような、例えばワークショップとかそういった単発的なものよりは当然それに参加する人の責任感といいますか、やる気も格段に違うのではないかなと私は考えます。

例えば、今部長が言ったワークショップだってもしその市民検討委員会の方々にお願いして市民が自主的に開催してもらおうとか、そういった市民の力をかりながら進められるというメリットも考えられると思います。やはり市民不在のまちづくりは絶対に成功しないと考えておりますので、市民の皆さんの力をかりながら進めていければと思うんですけれども、どうでしょう、市長、今の提案、採用してもらえないでしょうか。

○島軒純一議長 埴田産業部長。

○埴田美佐雄産業部長 議員御提案の若者の市民会議を設置してと、その会議とあわせて検討委員会との相互的な役割を持たせるということだろうと思いますが、これからいろいろ検討する事項がございます。基本構想を検討する段階からやはり私も民間の参入は不可欠であると思っております。民間が積極的に参入する体制づくりは大事だと思いますが、情報発信等が重要であると考えておりますので、民間活力の活用はぜひ、今議員仰せのことも含めてできるかどうかも含めて検討してまいりたいと思えます。

○島軒純一議長 中村圭介議員。

○19番（中村圭介議員） この件に関してはかなり後ろ向きな答弁かなと思います。7月に検討

委員会が発足して今年度中には構想が策定されるわけですね。ということは、時間のほとんどないような状況だと思うんです。私が市民を巻き込むというのは市民全体のコンセンサスを図れと言っているんじゃないで、何で道の駅を整備しなきゃいけないのか、何のために必要なのかという市民理解を広げるという意味合いのほうが私の考えとしては強いんです。それを広げずして、またどんどんつくった後に基本構想できたからパブリックコメントをお願いしますでは、私は遅いと思うんですよ。道の駅というのは、先ほど壇上でもお話ししましたがけれども、単なる観光客を呼ぶというだけの施設じゃなくていかに地域住民からも愛される施設をつくり上げるかというのが大事だと思うんです。現に地域住民が利用するというか出店したり直売所の併設であったり、そういった施設が今脚光を浴びて成功しているようなんですね。ということは間違いなく市民の力というのは絶対必要だと思うんです。それを検討段階に皆さんと一緒に勉強できるという、そういった市民を募集するということは、私本当に大事だと思うんです。

難しいから検討する、何かすごく煙に巻かれたような感じなんですけれども、どうですか、本当にこれ、前向きに検討していただけないでしょうかね。しかも、今ワークショップ、どういう形でやるという、それも未定だと、できるだけ市民を巻き込みたくないんじゃないかと感じ取れるんですけれども、もう一度部長、どうでしょう、前向きに検討してください、お願いします。

○島軒純一議長 安部市長。

○安部三十郎市長 話が2つあって、1つは若者会議、昨年度実施の予定でしたが、新文化複合施設のさまざまな問題があって、そちらを優先させてもらいたいということから担当部署に中村議員に少し若者会議を後に回させてもらいたい

という申し入れをして了解を得たと思います。その昨年実施予定で後回しになっている若者会議をお約束しなくちゃいけないということと、それから今回の道の駅の建設に当たって広く市民の意見をお聞きするという、この2つのことをドッキングさせて、そして広く市民の御意見をお聞きする中で、とりわけ若い人たちがどう考えているかを第1回目の若者会議のテーマとして道の駅について御意見を伺いたいとしてやることのできるんじゃないかと、今御質問をお聞きしながら考えた次第です。

当然、広く御意見をお聞きするというのは最初の構想段階で参考意見にさせていただくということですから、意見が出たからといってそれが最終決定になるというものでは当然ないわけですが、最初の段階の広く御意見をお聞きするという段階での会議として若者会議をするということができないかどうか、前向きに検討してみたいと思います。

○島軒純一議長 中村圭介議員。

○19番（中村圭介議員） 市長、ありがとうございます。

ぜひそれをお願いします。私が考える市民会議というのは、例えばこれがあったほうがいい、これが欲しいとかこれを整備するべきだというレベルじゃなくて、まずは何で道の駅を整備する必要があるのか、例えば米沢の地域性というのはどういうものなのか、特産品は何なのかと、まずそこから勉強をみんなでしてもらってその整備をするという意識を行政の皆さんとか検討委員の皆さんと同じレベルまで上げてもらってから話を進めていくということが大事だと思っています。ただもの、あれがいい、これがいいになってしまえば多分收拾がつかなくなってしまうんです。だからこそ、単発的なワークショップじゃなくて今おっしゃったようなものを委嘱して定期的に開催することでより理解も深まりますし、何ていうんですか、質の高い、レベル

の高い議論もできると思います。

さらに、それから派生してその思いをまた別の市民に伝えていただけるというところまで私は発展できればいいなと思っております。だから、行政のやることを市民に話をしろということじゃなくて、一緒に市民とつくり上げる、市民ができる部分は市民の皆様をお願いをして市民理解を広めるところはそこに担ってもらおうという考え、だから決して行政にとって私は全然マイナスじゃないと思います。決して、いいこととか、本当に手を取り合って一緒に行けるメンバーになり得ると思っておりますので、ぜひ1回目、ただの意見を言い合うだけでなくどんどん何回か重ねて、先ほど言ったぜひ市長から委嘱する、委嘱状1枚もらうだけで物すごく意識も全然違うと思うんです。そこまでのレベルでぜひやっていただきたいと思うんですが、市長、もしそこまで突っ込んで御答弁いただけるのであればお願いします。

○島軒純一議長 安部市長。

○安部三十郎市長 ただいまの御質問の中で、かねてお約束の若者会議と道の駅についての勉強会をという、広く市民の方の御意見を伺うということをやっていることができるんじゃないかと思ったというのが今の段階ですので、手法とか回数とかそういうものについてはよく検討する時間をいただきたいと思います。

○島軒純一議長 中村圭介議員。

○19番（中村圭介議員） ですが、非常に私の考えは伝わったのではないかなと思いますので、ぜひ中身ある会議を開催できるように検討を重ねていただきたいと思います。

質問は以上です。

○島軒純一議長 以上で19番中村圭介議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

午後 0時00分 休 憩

午後 1時00分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、ケアラーを支える制度について外1点、23番小久保広信議員。

〔23番小久保広信議員登壇〕（拍手）

○23番（小久保広信議員） 今回で私の一般質問は25回目を数えます。6月定例会の一般質問も2日目、ちょうどお昼も終わって非常に暑くなって眠たくなってくる時間帯であります。ぜひおつき合いをいただければと思いますし、当局の皆様には真摯な御答弁をお願いしたいと思います。

それでは、1番目のケアラーを支える制度についてお話を伺います。

ケアラーとは、身体的あるいは精神的な疾患、高齢に由来する諸問題を抱える家族、親戚や友人、隣人に対し、同居、別居を問わず常時または随時、職業として有償で介護しているケアワーカーではなく無報酬で介護する人のことをいいます。看護や身体介護、家事や身の回りの世話、そのお手伝いのほか、お金の管理や定期的に様子を見る、特別な気遣いをするなどを含んでいます。家族などの無償の介護提供者のことです。

2010年6月に、一般社団法人日本ケアラー連盟が結成され、ケアラーの実態把握と、介護者支援法、ケアラーの支援を実現するため根本的な仕組みである法の制定や政策実現を目指して活動しています。

なぜ、介護者と言わずケアラーと言うのでしょうか。介護者という言葉は高齢者を身体介護している家族というイメージが強いからです。介護をしている人の年齢は子供や若者から超高齢

者まで幅広く、イギリスでは10代や20代をヤングケアラーと呼んでいます。誰を介護しているのかを見ても年齢はゼロ歳児から100歳以上まで、そして身体障がい、知的障がい、精神障がいなどさまざまな障がいやがん、難病、認知症などさまざまな病気の方を介護しています。介護の内容も身体的、精神的、経済的と多様です。このようにケアラーとは「介護」「看病」「療育」「世話」「心や身体に不調のある人への気遣い」など、ケアに必要な家族や近親者、友人、知人などを無償でケアすることをいうのです。

本市では、介護している人であるケアラーのことをどのように捉えているのか、認識についてお伺いします。

次に、本市の現状についてお伺いします。日本ケアラー連盟によると、ケアラーが日本にどれくらいいるのかの統計はありません。ケアを必要とする人と同数のケアラーがいると推測して、ケアを必要とする人がどのくらいいるのかを把握しています。厚生労働省の調査では、手助けや見守りを必要とする人がいる世帯はほぼ10世帯に1世帯です。65歳以上の人がいる世帯ではほぼ6世帯に1世帯の割合で手助けや見守りを必要とする人がいます。75歳以上の人がいる世帯ではその割合はより高くなっています。

本市にはどれくらいの方がいらっしゃるのでしょうか。行政として把握されているのか、またどれだけの方がいるのかお伺いいたします。

次に、ケアラーを支える制度についてお伺いします。ケアラーが追い詰められて孤立しているという事実があります。さきに述べました日本ケアラー連盟では、2010年に「介護者のニーズに関する緊急アンケート調査」を行いました。介護をしていることで「自分は孤立している」と感じたことのある人は約5割です。身体に不調がある人は約5割です。心に不調がある人が約4割いますが、そのうち受診している人は4割弱にとどまっていました。午前0時から5時

の深夜に介護のために睡眠が中断される人は4割強、そのうち2回以上の方は4割です。

介護のために勤務時間を減らしたり、転職したり、休職したり、退職したことのある人は5割以上です。介護のために家族や友人との付き合いが難しくなったり社会参加の機会が減っています。

実際に世話や介護をしている時間が「ほとんど終日」という人は2割弱です。介護している人のことを考えたり、気遣ったりしている時間が「ほとんど終日」という人は約4割で、精神的な拘束時間が長いことがわかります。介護のために離職する人は年間約14万5,000人に上り、人数は年々増えていますし、離職は貧困につながります。

行き詰まったあげくに虐待、自殺、無理心中、殺人が起こっています。「介護・看病疲れ」が原因の自殺者は約300名、ここ10年間に少なくとも454件の「介護殺人（心中や殺人）」が発生しています。

ケアラー連盟の調査によれば、ケアラーは「専門職や行政職員は介護者問題への理解を深めてほしい」9割、「地域や職場等、社会が介護者問題への理解を深めてほしい」9割としています。「家族だからケアをするのは当たり前」という大きな壁が介護者の前に立ちほだかり、助けを求めるにも求めるところがないというのが実態となっています。

ケアラーにとって、日常生活の中でケアのもたらす身体的・精神的・経済的な負担は重く、社会的孤立が深まっています。

実際のケアラー支援にはケアを必要とする人の日常的な見守りや助け合い、地域のつながりづくりやその仕組みが不可欠です。地縁組織や市民団体・NPOの活動や行政との協働が欠かせません。本市として何らかの支援策や支える制度をつくっていく必要があると考えますが、当局のお考えをお伺いいたします。

最後に、ケアラー手帳の作成についてお伺いします。日本ケアラー連盟では、高齢化が進み介護を必要とする人の数がふえ続ける中、家族などの介護や看護に追われ、介護者自身が体調を崩したり、社会から孤立したりすることが問題となっており、ケアラーにも自分の心や体の健康に気を配ってもらおうという「手帳」をつくりました。

表紙には、「大切な人を介護しているあなたも大切な一人です」と書かれています。中には、「あなた自身にもケアが必要だ」と呼びかけています。気持ちが落ち込んだときにどうしたらいいかのアドバイスもあり、最後には「そんなときこそ忘れないで。あなたは決して一人じゃない」と記されています。さらに、健康状態はストレスをチェックするリストもあります。いらだちや愚痴を書き込むページもあります。

手帳は1,200部つくられ、モデル地区として北海道栗山町、東京都杉並区、さいたま市で、社会福祉協議会やNPOを通じて配布されています。ことし2月18日のNHKテレビで紹介され、これまで家族を介護している人たち取材してきたが、どの人たちも介護に追われ、自分自身に費やす時間はほとんどないと話していました。リフレッシュする時間もなく、悩みが大きくなっても誰かに相談したり病院に行ったりする余裕さえないのです。そうした介護者に自身の体と心と向き合うきっかけになればとつくられた「ケアラー手帳」です。

全国各地でつくられ、介護者が手帳を活用することで健康状態の悪化に気づくことにつながれば、また体と心の健康を少しでも取り戻せればと思います。さらに、介護者を見守る行政などの担当者の育成も大切で、手帳がそうした人と介護者をつなぎ、定期的に訪問するきっかけとなる「交換日記」のようになればと思います。家族が介護して当たり前と言われることが多いというケアラーたちの現状や気持ちを周りがき

ちんと理解し、さまざまな形でケアすることが必要ではないでしょうかと述べています。本市においても、ケアラー手帳を作成してはいいのでしょうか。当局のお考えをお伺いいたします。

大項目の2つ目、公契約条例の制定についてお伺いします。私がこの公契約条例を質問するのは昨年12月定例会に引き続いて4回目になります。また、ことしの4月に全国で先駆けた野田市に視察に行つてまいりました。学んできたことやこの間全国的に広がっている公契約条例制定の現状を踏まえて質問いたします。

この条例の目的を本市はどのように思われているのでしょうか。地方自治体は、契約という形で公共工事の発注や公的業務を委託しています。このように地方自治体が行政目的の遂行のために民間企業・民間団体等と締結する契約を公契約といいます。公契約を締結する相手は、多くの場合競争入札で決定します。しかし、競争入札は、地方自治体の厳しい財政状況を背景に発注量が減少し、安値競争が激化した結果、落札価格の下落が続いています。競争入札に参加する民間企業にとっては、落札価格が下落すると利益が減少し、利益が減少すれば人材を確保することが困難となり、人材が確保できなければ労災事故の危険も高まるおそれがあります。

指定管理者の場合、その企業で働く人にとっては落札失敗時に最悪の場合は解雇されるおそれがあり、解雇されなくても賃金等の労働条件が悪化するおそれがあります。あるいは正規雇用から非正規雇用にされたりするおそれもあります。また、不十分な教育訓練、技術継承の結果、労災事故に遭うおそれもあります。

このような民間企業による事業・サービスの利益を享受する市民にとっては、事業・サービスの質の低下、安全の懸念という不利益をこうむることになります。市民が不利益をこうむれば、地方自治体の財政状況は厳しいままで好転はしていきません。

このようなことを防ぎ、労働者の適正な労働条件を確保することにより、業務の質の確保と公契約の社会的な価値の向上を図り、住民福祉の向上に寄与するとともに不良業者を市場から退場させ、公正競争を確保することが公契約条例の目的です。

当局は、この目的を必要と考えているのか必要ではないと考えているのか、どのように考えておられるのかお伺いします。必要とするならば、どのような施策をもってこの目的を達成しようとされているのかあわせてお伺いいたします。

続いて、先進地の条例についてどのように捉えておられるのかお伺いします。現在、成立・施行された条例は労働条項を持たない条例が5条例です。そのうち理念的な条例で総合評価、労働環境の向上などを規定したものとして、山形県公共調達条例、高知市公共調達条例、前橋市公契約基本条例、秋田市公契約基本条例があります。同じく、労働条項を持たない条例で建設工事の総合評価入札を規定したのが江戸川区公共調達基本条例です。

労働条項に特化した条例が6条例あります。建設工事・業務委託・指定管理を対象にしているのが川崎市契約条例、多摩市公契約条例、相模原市公契約条例、厚木市公契約条例、野田市公契約条例となっています。野田市は全国に先駆けて制定しましたが、数度の改正で公契約の対象を拡大しています。

建設工事を対象としているのが渋谷区公契約条例です。

総合的条例として入札予定価格の適正算定、総合評価入札、労働条項などを規定している国分寺市公共調達条例があります。

さらに、議会に提案され、継続審査なのが2011年12月議会に市長提案した札幌市、2012年12月議会に議員提案された川越市があります。

また、年内に提案が見込まれる自治体は2013年9月議会の予定で労働条項に特化した条例の足

立区と、条例の形が不明ですが、世田谷区となっています。

提案を明確に表明している自治体が、2013年3月議会に「基本的な考え」を示し2014年4月施行を目指している山形市です。

このように、昨年質問した12月時点より確実にふえています。この状況を当局はどのように考えておられるのかお伺いいたします。本市はただ手をこまねいているだけなのでしょうか。

ことしの4月に野田市公契約条例について、先ほど言いましたように管外視察に行っていました。このときの説明で、野田市の公契約条例は、ワーキングプアをなくすのが大前提にあるとのことでした。本市におけるワーキングプアに対する施策は何かあるのでしょうか。お伺いいたします。

最後に、昨年12月議会の公契約条例の制定についての質問で、須佐総務部長は「本市といたしましては、公契約条例の制定について現在のところ考えておりませんが、今後とも山形市を初め、継続審議となっている札幌市など条例制定の検討を進めている他の地方自治体の動向を引き続き注視してまいりたいと考えております」と答弁されております。注視しているだけなのでしょうか。山形市が2014年4月施行を目指しているのであれば、いま一つ前に出る必要があるのではないのでしょうか。

また、多くの自治体で研究会等が設置されています。設置している自治体は、神奈川県が公契約研究会を設置し、長野県が県議会に「入札制度研究会」庁内に「公契約研究会」を設置して2013年3月に長野県が行う契約に関する基本的な考え方を示しています。ほかに、愛知県が2013年6月外部委員による「条例検討会」の設置の方向であり、越谷市も公契約制度調査検討会を設置しています。草加市は公契約条例研究会を設置し、市長マニフェストで条例制定を明記しています。小金井市は2012年12月「市内事

業者アンケート」を実施し、2013年に公表予定です。小松市は2013年3月に当選した市長と連合石川が条例制定で政策協定しています。尼崎市は2012年12月「公契約条例の制定を目指す会」が発足しました。加西市は市長マニフェストに「入札改革・公契約条例検討委員会設置」を明記しています。北九州市は、2012年8月に「公契約条例に関する研究会」を設置しました。直方市は外部委員による「公契約検討会」を設置しています。本市も研究会や検討会を手始めに設置し、公契約条例を検討すべきと考えますが、当局のお考えをお伺いいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○島軒純一議長 安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいまの小久保広信議員の御質問にお答えいたします。

私からは、ケアラーについてお答えします。その他につきましては部長よりお答えいたします。

初めに、ケアラーの認識についてですが、ケアラーにとって日常生活の中で身体的・精神的・経済的な負担が大きいのしかかっていることや、社会的孤立が問題とされているとの認識を持っています。

本市の正確なケアラー数は把握しておりませんが、本市の介護認定者数のうち、介護保険サービスを受けていない人数から推測すると600人ほどではないかと考えております。

次に、支援策や支援制度についてですが、本市は在宅で高齢者の介護を行っている家族に対し、介護から一時的に解放され相互交流を図る機会を提供する家族介護者交流激励支援事業を行っております。この事業は介護3、4、5の人、または認知症高齢者を在宅で介護している方を対象に日帰り交流と宿泊交流を行うものです。平成24年度の実績としては、日帰り交流会参加者が15人、宿泊交流会参加者が32人となっております。内容につきましても昼食時や夕食時に

介護状況等の情報交換の場を設定したり、介護に関する講話を実施するなど同じ悩みを持つ人や同じ環境に置かれている人の交流の場となっており、参加者の方々からは好評を得ているところです。

また、ことしからは介護者の日ごろの介護疲れを癒し、心身をリフレッシュしてもらうことを目的としたサービスも実施する予定であり、より一層御満足いただけるものと考えております。そのほかにも、置賜地区には米沢市を会場に介護している家族の皆さんはもちろんのこと、認知症本人が集える「認知症の人と家族の会」があります。その会に参加し、家族の皆さんとともにゆっくり優しく穏やかに生活できるよう相互交流を図るなど負担軽減になると考えています。市としても、高齢者を介護している家族の方へ一緒に活動に参加していただけるよう、地域住民や関係機関へ周知をしまいたいと考えております。

最後に、ケアラー手帳の作成についてですが、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所等と協力しながら、ケアラーの方の負担軽減に努めていきたいと考えているところですので、ケアラー自身の心身の健康維持の点からもケアラー手帳の作成を検討したいと考えております。

私からは以上であります。

○島軒純一議長 須佐総務部長。

〔須佐達朗総務部長登壇〕

○須佐達朗総務部長 私からは、公契約条例の制定についての御質問についてお答えいたします。

初めに、公契約条例の目的をどう捉えているかという御質問であります。昨年12月の一般質問でも答弁させてもらっておりますが、公契約条例は不良業者の排除というよりも受注者の責務として業務に関する全ての労働者に、条例で法令で規定する以上の賃金を支給することにより受注者の真摯な企業努力と適正な労働条件の確保を求めるものであるという認識でお答えし

てございます。

また、通常公契約条例では御指摘のとおり競争入札で行っておりますので、これは地方自治法にある最少の経費で最大の効果を上げることに基づくものであります。そして、受注者は入札において申し込みをした金額の中で、受注者自身の責任において企業努力のもと適正な労働条件を確保していくべきものと理解しているところでございます。

次に、質問の中で必要とするならばどのような施策をもってこの目的を達成しようとしているのかとこのことでございますが、現段階におきまして工事に関しましては労働安全確保の観点から工事監督者により適時労働安全教育の実施状況、作業時間、休息の確保などの点検監視を行っているところであります。不適正な状況が確認された場合には是正するよう指導しているところであり、さらに法令に抵触するような悪質な場合には関係機関に通報するとともに指名停止の措置をとることとしております。

賃金に関しまして、金額については労使双方の協議により決定されるべきものと捉えており、最低賃金法に反するようなことがあれば、指導注意をするとともに、法令違反として指名停止措置をとるものとしてしているところであります。

次に、先進地の条例制定についてであります、議員が質問された時点よりふえている状況でありまして、その点を当局はどう考えているかという御質問でございます。

昨年12月時点において、いわゆる公契約条例が制定されていた自治体の数は野田市、川崎市、相模原市、多摩市、国分寺市の5市と渋谷区、合わせて6団体で制定されている状況にありました。その後、厚木市で昨年12月に公布されたことから、現時点で施行されている自治体の数は7団体と把握しているところでございます。このほか、条例制定について継続審議となっている御指摘の札幌市、あるいは川越市、それか

ら年内に提案が見込まれております足立区や世田谷区がございます。それから、御指摘のように公契約条例の制定に向けて動き出している自治体、これも増加しているとの認識は持っているところでございます。

その中でも、山形市が県内では初めて公契約条例の制定を目指し、ことし3月の定例会において「山形市公契約条例制定に向けた基本的な考え方（案）」を示したところであり、今後はこうした山形市における検討の内容について、これも注視していきたいと考えております。

次に、本市のワーキングプア対策についてであります、本市におけるワーキングプアに対する施策はあるのかという中で、ワーキングプアにつきましては明確な規定がないものの、社会的な問題として存在することは理解しているところでございます。

一方で、賃金を初めとする労働条件につきましては、労働基準法など各法令に基づき企業活動等の中で行われていると思っております。本市としては決められた最低賃金などを遵守する指導を行っているところでございます。

次に、本市の取り組みについてであります、県や市レベルで公契約条例の制定に関し、研究会や検討会が設置されていることから、本市も研究会や検討会を手始めに設置し、公契約条例を検討すべきではないかとの御質問でございますが、本市といたしましてはこれまでもお答えしていますように、建設工事及び建設工事等に関する測量設計業務などにおきまして低入札調査制度を実施しております。加えて、建設工事につきましては総合評価落札方式の試行を継続し、入札を執行しておりますので、著しく低い価格での落札、いわゆるダンピング対策が適切にとられていると考えております。請負者のもとで従事する者の適正な労働条件も確保されているものと考えております。

その他の委託業務における労働者の賃金を含め

た労働条件については労使双方において決定すべきものであり、労働基準法や最低賃金法に基づき定められておりますので、現時点では研究会や検討会の設置の考えは持っていないところでございます。

なお、繰り返しになりますが、山形市が平成26年4月の施行を目指しておりますので、こうした今後の動向を注視していきたいと考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 小久保広信議員。

○23番（小久保広信議員） 予想どおりの答弁、ありがとうございます。全然やる気のない答弁だなと思いますが。

まず初めに、ケアラーの支援についてお伺いしたいと思います。具体的な支援策なんですが、米沢市家族介護者交流激励支援事業、これ1つだと私理解をしているんですけども、先ほどありましたリフレッシュをしてもらうサービスってどのようなことなんでしょうかね。

それを1つお伺いしたいということと、具体的な事例として花巻市、ここでは在宅介護等訪問事業というのが行われているんです。この事業というのは地域包括支援センター、花巻市の場合5カ所あるそうですが、そこに事業委託をして新たにケアマネジャーの資格のある人とか、看護師、保健師、社会福祉主事、介護福祉士、ヘルパーなどの資格を持つ6人の相談員を雇用して事業を行っているんだそうです。大体、700世帯を訪問して相談活動を行っているということで、自宅にお邪魔をして介護している人の悩みを、どこに相談すればいいかわからない、介護サービスをもっと知りたいといったさまざまな悩みなどの相談を受け付けているということなんですけれども、本市でもこのような事業を行うべきではないかなと思うんですが、当局の考えはいかがですか。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 最初に、介護疲れを癒し、心身をリフレッシュしていただくということで、家族交流事業ということで今までも私どもでは実施してきておりました。在宅介護をされている方に対して、直接ケアラーという言葉は使っておりませんけれども、息抜きをしていただくということです。この事業につきましてはこれまでも具体的に旅行会社の方とかに業務をお願いしてその事業をやっておったんですけども、その事業の延長として今年度、先ほど市長からも答弁ありましたように心身をリフレッシュしていただく、そういった内容をつけ加えようということです。私どもで具体的にどういふものというところはこれは委託業務で行うものですから、私どもから申し上げるのではなくて、委託先の方にそれぞれ提案していただいて、そういった介護の交流の中で実施していただくということです。

具体的なんですけれども、簡単な例で申しわけないんですけども、例えば足湯に入っていたいてゆっくりお互い介護の方同士お話をしていただくとか、そういったものを盛り込んでいただいて気分をほぐしていただきたいという中身になります。実際の実施はこれから企画立案ということなものですから、間もなくその作業に入るところということになります。

あと、今お話がありました花巻市のような事例ということでお話をお聞きしました。この例につきましては本市でも昨年、平成23年度から高齢者の見守り支援事業というものを行ってございます。これにつきましては、在宅高齢者の孤独感を緩和して安心して暮らせる地域づくりを目指そうということで訪問員の方が週1回程度安否確認、短時間の話し相手を行うという事業でございます。対象になる方が、介護認定を受けていても介護保険サービスを利用していない御家族の方も対象としているものですから、お述べの花巻市のように専門員の訪問ではござい

ませんが、見守りの訪問員が自宅へ訪問するということで家族介護者の話し相手になっていたいたり、日ごろの様子を確認したり、何らかの異常を感じれば医療機関などへつないでいくという事業の内容となっております。

この事業も、花巻市と同じように委託先は異なってくると思いますが、本市から社会福祉協議会へ委託しまして、現在6人の見守り訪問員をお願いし、行っている事業となっております。事務局が社会福祉協議会となっております、同時に社会福祉協議会では民生委員児童委員連合協議会の事務局もお受けしていただいております。したがって、その辺、見守りの方からのお話をもとに民生委員の方との連携が速やかにとれるのではないかとこのところも考えているところであります。

ほかにも、市は3つの包括支援センターと協力しながら関係者同士によるケア会議、介護の分野になるんですけれども、これを実施して高齢者本人の自立の支援、それから家族介護の方、いわゆるケアラーの介護負担の軽減になるような取り組みをこれからも図ってまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○島軒純一議長 小久保広信議員。

○23番（小久保広信議員） 先ほど、最初にお尋ねしましたリフレッシュサービス、結局これって家族の方が来ていただく事業なんですよね。窓口であったり、この場合宿泊であったりどこかへ旅行に行ったりということなんでしょうけれども、来ていただく事業。自宅にお邪魔していく事業じゃないわけですよね。

先ほど、平成23年から米沢市高齢者見守り支援ということで、あくまでも高齢者の見守りです。家族介護者の支援が主目的じゃないわけです。そういった意味で、きちんと介護している方の支援をする必要があると思うんですけれども、

二次的なことではなくて、花巻市の場合、介護者を訪問してその相談を受けるということが目的なんですね。その目的、ちょっと違うんじゃないですか。米沢市、これでやれていますということとは違うと思うんですが、いかがですか。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 確かに、議員御指摘のとおり副次的にそこにいらっしゃる介護の家族の方にもお話し申し上げるということになりますので、直接的ではないと思いますが、今回テーマに頂戴しておりますケアラーということ自体がまだ新しいものと私どもも認識しておりますので、正直今回議員からの御提案で、確かに状況は認識しておりましたが、改めてこういった実態もということで考えを思いをめぐらしたところでございます。

したがって、これからになりますけれども、今申し上げました見守り訪問といったもの、こういったものを足がかりにしながら議員本日お述べになったようなところまで制度としてこれから検討していかなければならないものだなと考えているところでございます。

○島軒純一議長 小久保広信議員。

○23番（小久保広信議員） 言葉はケアラーって新しいんですけれども、介護者支援ってずっと前からあるわけです。介護をされている方が効率化があったり云々、そして介護疲れから自殺をなされたり、殺人があったりと、そういった事件はこのごろ多々あるわけです。そういった意味でこの間介護者に対する支援といいますか、介護をなされている方に対する支援がなかったということ自体が私は不思議だと思っているんです。

発展的に検討していきたいということなんです、高齢者見守り支援事業って登録制なんですね、あくまでも。花巻市のものはピックアップしているんですね。在宅介護者のうち、全くサービスを利用していない要介護認定者の介護者

約500世帯、そして在宅介護者実態調査で把握した軽度及び中度鬱傾向のうち、地域包括センターが調査した約200世帯の700世帯を訪問しているんです、6人で。

全然中身的に違うと思いますし、ここをきちっと検討していただいて、12月にも申しました、3月にも申しました。いかにアウトリーチをしていく、出向いていく、今そういった福祉の時代になると私は思っています。相談窓口があってここに来てくださいよ、そういった時代ではないと思っています。対象となるところにお邪魔をして、訪問をして悩みなり問題点を解決をしていくんだ、そういった姿勢がないと米沢市の福祉ってなかなか、こういったことをやっています、いっぱいメニューがありますというだけで終わってしまうんじゃないですか。いかに使っていただくか、いかに利用していただくか、そういったことを考えるべきだと思うんですが、いかがですか。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 議員お述べのことはそのとおりだと思います。これからの方向としましては、介護の分野におきましては今申し上げましたような高齢者、老人宅の訪問、やはりこれは一つの足がかりにしなければならないと今のところ考えてもございすし、一方では介護者を直接の対象としてはおりますが、地域包括支援センターといったところもございす。地域包括支援センターでは現にそれぞれのお宅に出向きながら、介護の世帯にいろいろなお話をお伺いするというのもやってございす。また、精神福祉の分野ではそういったお話があればなんですが、それぞれの御家庭に担当職員が出向いて直接、これはやはり障がいの方が中心になるんですけれども、御家族の方も交えながらお話をお聞きしているといったところもございす。

確かに、そういった話を頂戴しながらそれぞれ

の御家族に出向くような方法、今やっている方法に加えながらさらに仕掛けを考えていかなければならないと思っているところでございます。

○島軒純一議長 小久保広信議員。

○23番（小久保広信議員） ぜひ、人的配置も含めて訪問なされている方、する方自体が資格を持っているわけですね。専門的な知識を持って当たられているわけです。本市の場合、この高齢者見守り支援制度の回られている方というのは資格を持った方としているのかどうか。来年は社会福祉士を採用することになっているようですが、ぜひそういった意味ではきちっと資格を持った方がちゃんと当たるということが一番大事だと思うんです。そういった知識を持っている人間が相談を受けるというのと、全然、とりあえずお茶飲み話でいいやというのと全然違う意味がありますからぜひその点も含んでいただきたいと思います。

この部分、最後になりますが、虐待の原因というのは老人虐待の原因の一つに何が挙げられていると思いますか。介護によって生じたストレスの発散と言われているんです。介護者が受けているストレスをいかにどこで発散をするのか。そのことを訪問してきた相談員の方と話をすることでそのストレスが発散をするかもしれません。そういったことがない米沢市は、それが虐待につながっていくかもしれません。そういったことをきちんと考えていくべきだと思いますし、その虐待の対策の一つとしてもケアラーの支援というのは有効だと思っています。その点はいかがでしょう。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 高齢者虐待という分野ですが、これにつきましては私どもも日常の業務の中で重く受けとめている部分でございす。具体的な対応としましてはやはりそういったお話は直接電話で頂戴します。6名の訪問員の方につきましては委託ということで議員お述べの

ような資格のない方でございますけれども、一方、虐待につながる部分ということでは、さまざまな情報を頂戴した段階で、本市でも直営の地域包括支援センターがございますので、その中には保健師なり介護士等の専門職がありますが、在職してございます。ほかの委託をしている支援センターにつきましても同じでございますので、そこから直接お伺いし、そういった虐待につながるような話を直接お聞きして対策をとっているということを行っております。

○島軒純一議長 小久保広信議員。

○23番（小久保広信議員） 部長がおっしゃっていただいたのは、虐待があった場合の対応ですよ。私が申し上げたのは、そういったところに至らないようにどうやってやっていきましようかというお話をしたつもりです。虐待になってしまったら終わりです。終わりということはちょっと違うかもしれませんが、そこに行かないようにしていくのが行政のあり方じゃないですか。そこをどうやってとめていくのだ、そのためにこういった相談、今回ケアラーって本当はもっと広い障がい者もいろんなところもあるんですけれども、きょうは時間の関係もあって、高齢者の部分に絞っていますけれども、せめてそこだけでもきちんとそういった訪問事業を行っていく、介護者に対する訪問事業を行っていくということは必要だと思いますし、虐待に至らないようにしていく、そのためには一つの施策だと思いますので、ぜひ御検討というか導入をお願いをしたいと思います。

時間の関係で次に移りますが、公契約条例です。12月と全然変わらない、一步も進展をしない、検討会も、そんなもの知らねえよというような答弁であったと残念に思うんですが、ひとつ昨年12月の公契約条例の質問に対して、私は公契約に対して公契約法の制定を求めるようにお話をさせていただきました。全国市長会で国に要望をしているんだという答弁でありました。さ

らに、市長に対してきちんと国に対して要望すべきだと申し上げたところ、市長はおっしゃるとおりだと答弁されております。その後市長として国に対して要望などの行動をなされたんですか、いかがでしょうか。

○島軒純一議長 市長、お答えください。（「市長に対して聞いたんだ」の声あり）安部市長、お答えください。安部市長。

○安部三十郎市長 全国市長会とか、そういうことを通じて国に要望しているはずですよ。

○島軒純一議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 今の市長の答弁に補足してお答え申し上げます。

まず、全国市長会の件についてから答弁いたします。6月5日に全国市長会議が開催されておりまして、その中で平成25年度国の施策及び予算に関する重要提言ということで、その中で公契約において適正な労働条件が確保されるよう、公契約法に関する基本的方針を策定することということでそこに触れております。これは、平成23年、24年と継続して提言されているものでございます。

それから、もう一つ市長としての要望、お話でございますが、昨年申し上げましたのは、民主党のマニフェストに関しまして、そこで触れております。まず、国に対して民主党の中で動きが昨年あったと。その後に政権がかわって今度は自民党政権になったと。そうすると、国の政権としての変化といったものもやはり我々としては勘案しながら動いていく必要があるのではないかと考えているところです。

ちなみに、今回3月になりますが、国の厚生労働委員会の中で議員から質問がございました。公契約条例を制定する自治体がふえていることについてどうかということがございます。これに対して、副大臣でございましたが、公共事業において適正な賃金等の労働条件を確保することは極めて重要だという認識をまず持っている

と。次に地方自治体の動向をしっかり注視し、情報収集、分析等に努めるという答弁があったようでございます。こうした国の動向も踏まえながら、今後米沢市としてどういうのがふさわしいか検討していきたいと思っているところでございます。

○島軒純一議長 小久保広信議員。

○23番（小久保広信議員） きちんと市長として国に対して要望するんだと私は思っておりました。そこが認識、市長会としてやってきたと。この間やってきているのは存じ上げておりますけれども、私は安部市長として米沢市長としてやっていただけるものだと思っていたところですが、ぜひそこはきちんと米沢市が公契約法が先なんだよと声高に私たちに言うのであれば、きちんとそこはやっていただきたいと思います。

あと移りますが、先ほどからの答弁できちんと業者がやっているから法令遵守してやっているからいいんだと、やっているはずだから公契約条例なんか要らないんだという答弁だったと思うんですけれども、それではそのところをきちっと確認をなされているんですかね、米沢市として。だめですよ。法令遵守とか、その部分については契約項目調書に入れていますからそれは大丈夫ですという、そういう答弁ではなくて、入れたとしたならばそのことがきちんと守られているのかどうなのか、その点を確認されているのか。まして、意識されているのか。日常的に注意をされてそういったところを見ていらっしゃるんですか。その点はいかがですか。

○島軒純一議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 例えばですが、総合評価落札方式なんかにおいて施工計画というのがございます。そういった中で現場状況を踏まえた工事の手順等そういった確認をしながら適切な施工が行われるかどうかチェックしながら入札に当たっているということでございます。

○島軒純一議長 小久保広信議員。

○23番（小久保広信議員） 私が言いたいのは、労働安全基準なり賃金の部分であったり労働条件の部分であったり、こういった状況も入っているわけです。そういったところの条項ってきちっと守られているんですかねということです。それをちゃんと把握されていますか、米沢市。どうなんですか。

○島軒純一議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 施工計画等の全体的な計画を見せてもらっている中で、例えば今お話にありました労働基準法違反、それから最低賃金法違反、そういったものがあれば当然内部告発も含めてさまざまこちらに情報が入ると思われまして。そういったことが現在ございませんので、守られているとの認識でございます。

○島軒純一議長 小久保広信議員。

○23番（小久保広信議員） 思われますでは弱いんじゃないですか。労働者側の申し立てでなかなか一人親方なんかであると言えないわけですよ。今の復興景気の中で賃金単価どんどん上がっていますけれども、それでもたたかれていますよね。それに対して、一人親方が最低賃金まではいかないでしょうけれども、ひどい労働条件だと言えるんですか、企業に対して、元請に対して。非常に疑問なんです、私。仕事がない時代であれば泣く泣くするしかないわけです。そういうことがあれば、次の仕事が回ってくる、確実に回ってくるかといったら、また次の仕事に来るかといったら考えられないわけです。そんな状況であつたら、そういうことがあるんでしょうか。ちょっと考えていただければと思うんですけれども。

ひとつ、先ほど総合評価方式の話が出ました。試行と言いながら、いつ本格稼働させるんですか。いつ本格稼働本格的に行うんですか。執行されたのってどれくらいなんですか。いかがですか。

○島軒純一議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 本市の場合、総合評価落札方式については段階を踏んでおりまして、簡易型については平成19年2月から、それから特別簡易型については平成20年4月から試行的に導入を行っているところであります。それで、総合評価落札方式につきましては、価格以外にその他の条件が最も有利なものということで、適切な価格と全体を評価しまして入札しているということをございまして、今後本格的に導入ということにつきましては当分の間試行で進めたいと思っているわけです。

その理由につきましては、まず通常の入札はある程度の期間が必要なわけですが、それ以前にこの総合評価落札方式を導入する前段階の準備が必要です。その準備に相当事務量がかかるということから当面試行的に続けていきたいと考えているところでございます。

○島軒純一議長 小久保広信議員。

○23番（小久保広信議員） 後のものでも平成20年からということで、もう6年ぐらいになるんですよね。当分の間ってどれくらいの当分の間なんでしょう。もうそろそろ本格的にしていかなきゃいけないんじゃないですかね。ただ、米沢市総合評価方式をやっていますよというポーズにしか見えない。きちんとそういったところをやっていないと住民の福祉の向上であるとか障がい者雇用であるとかさまざまな問題、この間も指摘をさせていただいておりますけれども、そういった課題が実現できないですよね。どうなんですかね。いつになったら、まだ試行なんですか。

○島軒純一議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 先ほど触れましたが、総合評価落札方式は価格それからその他の条件ということが最も有利だと、実はそこが重要でございまして、価格については当然設計金額がわかれば入札との対比の中でわかってくる。そうではなくて、その他の条件の部分であります、実は、

この総合評価落札方式をとるか取らないか、実はその対象工事を判断するのは各課に委ねられております。と申しますのは、対象工事にはさまざまな技術が伴うものでございまして、例えば一つの例をとりますと下水道工事についても開削工と推進工と2つの工事があると、それから推進工の中でも特に難しい水路が入り組んでいるような場合がある。

そういったことから技術的に判断したときに総合評価をとるか取らないか全体的な評価が必要だということでございます。

その意味でも前段申し上げたプラスアルファの期間がどうしても必要になってきて事務量が増加する。そういうことも含めまして、技術の蓄積、これがある程度進まないといえども我々としてなかなか踏み切れないということを御理解いただきたいと思います。

○島軒純一議長 小久保広信議員。

○23番（小久保広信議員） 6年、7年やってきて、相当たまったのではないかなと私は思うわけですが、そういった意味できちっとやっていくことは必要だと思いますし、当局として先ほどワーキングプアのところもあったんですが、全然大したものはないんですけれども、米沢市の嘱託職員の賃金でも年収175万円ぐらいですか。180万円弱ですよ。世間一般的にワーキングプアというのは日本の平均年収400万円の半分以下、200万円以下をいわれているんですが、今の米沢市の嘱託職員、臨時職員、総じて官製ワーキングプアと言われる部分だと思いますし、この点の改善も必要だと思うんですが、当局は賃上げに伴う経済効果ってどのように考えているんですかね。考えているんですか。目の前の経費削減だけにとらわれているんじゃないですか。賃上げによって経済効果というのはあると思いますし、税収アップまでいくんだという考えまで及んでいるんですか。どうなんですか。

○島軒純一議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 賃上げをすればそれが市場に回っていくわけですので、地域の経済に効果があることは否定できないと、ただし、賃上げをする前段階で、臨時・嘱託を例にとればその賃金が適正なのかどうなのか、そういった部分も含めて景気対策や地域の経済も大切ですが、そういった前段階の検討も重要であるということだと考えております。

○島軒純一議長 小久保広信議員。

○23番（小久保広信議員） 今の嘱託の皆さんを見ますと結構40代、50代、20代もいますけれども、働き盛りの方が結構いらっしゃるんです。ということは企業なんかでリストラに遭われてという方もいらっしゃると思いますし、ある意味、一家の中心的収入を支える人とも見えるわけです。昔のように、旦那さんがいてその奥さんがアルバイト感覚で来ているような状況ではないわけですし、ましてや本市の行政自体が臨時・嘱託さんを抜きにして回るんですかね。どうなんですか。そこをきちっと考えるべき必要があると思いますし、一つは地方自治体の存在意義って何なんでしょうかねと言うところに行き着くんです。市民生活の向上はどのようにやっていくのか。どんな施策を持ってやっていくのか、私はそこをきちっと考えていくべきだと思いますし、そのことが公契約条例、一つのツールが公契約条例だと思うんですが、いかがですか。

○島軒純一議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 壇上で申し上げました公契約条例の大半と最低賃金法とのかかわりで言えば、最低賃金法に若干上乘せ程度の基準を持っていると理解しておりまして、本市のような例えば嘱託職員が時給1,000円を超えるような、あるいは臨時職員であっても800円を超えるようなものと公契約条例をリンクさせているようなところは実はなかったと思っております。そういう意

味では、確かにおっしゃるとおり臨時・嘱託職員の賃金は議員御指摘のとおり必ずしも高いものではありません。ただし、適正かどうか、ここは十分議論しながら進めていく必要があると思っていますところでございます。

○島軒純一議長 小久保広信議員。

○23番（小久保広信議員） 安く使うことが適正だとは、私は決して思いませんし、最低賃金プラスアルファでいいんだという考えも違うと思います。野田市なんかはそうではないわけですし、そここのところをきちっと見ていかないと米沢市は安ければ何でもいいんだという自治体になっているのかなと思います。

時間もありませんのでここで終わりますけれども、最後ですけれども、山形市、パブリックコメントを今度取るそうです。そこまで進んでいるんです。一方で米沢市はいまだに公契約条例なんか必要ないんだという、そんな態度でおられるということに非常に失望感を覚えながら質問を終わります。

○島軒純一議長 以上で23番小久保広信議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 1時58分 休 憩

~~~~~

午後 2時08分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、がん対策推進基本計画の取り組みについて外2点、5番山田富佐子議員。

〔5番山田富佐子議員登壇〕（拍手）

○5番（山田富佐子議員） 公明クラブ山田富佐子です。本日は、お忙しい中、また暑い中、南部小学校の保護者の皆様、そして、暑い日、雪の降る日、雨の日、子供たちを見守ってくださっ

ている松川地区子どもを守る会の皆様、傍聴に来ていただいたたくさんの皆様に深く感謝申し上げます。

昨日、海老名議員が何回立っても大変緊張すると言っておりましたが、私も今回で9回目ですが、朝からずっと緊張しておりまして、今も足がくがくしている状態ですが、一生懸命市民の思い、そして私の思いをしっかりと伝えていきたいと思います。どうぞ誠意ある御返答をお願いします。

早いもので、議員任期4年のうちの2年が経過しました。このたび議長を初め、議会内の各委員会も新たにスタートをしたところです。経験浅い私ですが、民生常任委員会副委員長、公明クラブ代表として職務を果たし、市勢発展に努めてまいります。また、女性の視点・母親の視点、看護師の経験を生かし、命の守り手として市民目線に立ち1人の声を大切に市政に届け、形にしていきたいと思います。市民の命、暮らし、未来を守るために、決意を新たにに取り組んでまいります。また、当局におかれましては、御勇退や人事異動で新しい体制となりました。そして、33名の女性が、課長、課長補佐、係長等に登用となり、大変頼もしく思っているところです。

本市の将来像である「豊かさとやすらぎ 共に創りあげる ときめきの米沢」をつくるため、ともどもに頑張っていきたいと思います。

それでは、通告に従い質問に入らせていただきます。

1、がん対策推進基本計画の取り組みについてお伺いをいたします。

がんは、昭和56年より我が国の死因の第1位となり、年間死亡者数が35万人を超え、死亡原因の約3割を占めております。現在、国民2人に1人ががんにかかると言われ、3人に1人ががんで亡くなっている現状です。日本人のがん罹患患者数は、男性第1位胃がん、第2位肺がん、第3位前立腺がん。女性は第1位乳がん、第2

位胃がん、第3位結腸がんです。また、最近では高齢者に多いと言われてきた前立腺がんも増加傾向にあり、働き盛りの壮年層にもふえています。

がんは早期発見・早期治療により、治癒する確率が高いことは誰もが承知しているところです。そして、早期発見・治療により最終的には医療費の縮減につながるものと考えます。

がん対策の柱の一つであるがん検診について、国のがん対策推進基本計画では、平成23年度までにがん検診受診率50%以上にするという大きな目標を掲げ、検診内容を工夫したり、がん検診無料クーポン券を導入等を行い、受診率の向上に努めてきました。

しかし、現状は20%から30%と低く、本年3月の代表質問でもがん検診率向上のための取り組みについて質問をさせていただきました。受診率向上のために、市民が受診しやすいように多彩な健診スタイルで例えば早朝健診、土日健診、レディース健診、遅目受付健診など、また今年度からは新たな取り組みとして地域別健診も予定されていると伺っております。健診を受ける側が受けやすいようにと考慮され、健診率向上のために努力されていることは大変感謝申し上げます。本市の受診率については山形県の平均受診率を10%ほど下回っているということでしたが、具体的には何%なのか明確な数字をお伺いいたします。

また、国では5年間でがん検診受診率50%を目標としておりますが、本市は達成時期についてどのようにお考えなのかお伺いいたします。また、がん対策の現状と課題についてもお伺いいたします。

次に、3点目として学校におけるがんの教育の推進についてお伺いいたします。昨年、新たに策定されたがん対策推進計画にがんの教育・普及啓発の項目が新たに盛り込まれ、その予防・治療の正しい知識を子供たちに教える取り組み

が広がっています。昔はがんになると助からないと言われておりましたが、今は治る病気です。がんに関する正しい知識を得ることががん治療を受ける上での大切な基本であると言われていいます。国民の2人に1人ががんにかかると言われていた現在、中学生に同じことを聞くと100人に1人と回答している状況です。小中高校生からのがん教育は大変重要であると考えます。

5月24日、公明党松あきらががん対策推進本部長が、下村文部科学大臣にがん教育の普及・啓発のあり方について要望書を手渡しています。下村大臣は、文科省に検討会を早急に立ち上げることを約束され、がんという病気への向き合い方やがん患者に対する理解を深める教育、そして命の大切さを教える教育の充実を図ることを約束するとの返答をいただきました。

子供たちの周りでも、大切な家族や友人ががんで亡くなり、また子宮頸がんの予防ワクチン接種などがんは子供たちにとってもまた大変身近な問題になっています。本市では、各学校の方針に任されている現状であり、保健体育の授業でも体系化されたがん教育はほとんどされていないと伺いました。

がん教育について、東京大学医学部附属病院の中川恵一准教授が全国各地域で授業を展開しております。昨年より、東京豊島区の公立小中学校でもがん教育に取り組み、山本教育指導課長は「教育でがん検診の重要性を教え、5年から10年後には確実に成果があらわれるものと期待している」とのコメントがありました。

日本対がん協会では、文部科学省、厚生労働省と連携し、主に中学高校生を対象としたがん教育を推進するために、2009年12月にがん教育基金を設立しました。この基金をもとに、若いうちから早期発見・早期治療の重要性をしっかりと認識してもらうための活動をしています。そして、中学3年生を対象としたがん教育DVD「がんちゃんの冒険」を製作し、希望する中学

校に無償配布しています。中学高校に出向いて、がんの出前講座を実施することも計画しております。

義務教育の時代にがん教育を受けることは、これからの日本を担う大切な子供たちのためでもあり、また子供たちの親世代はちょうどがんを発症しやすい年齢層になっているわけです。子供から親に、「学校でがんについて勉強したよ、今は早期に発見すれば治る病気と先生が言っていた、お父さん、ぼくのためにたばこをやめて、お母さん、検診を受けているの」という言葉を聞くとさらに検診率のアップにもつながっていくと考えます。検診率の低い本市において、このようなことも加味し、子供たちへのがん教育の推進についてのお考えをお伺いいたします。

次に、米沢市地域防災計画についてお伺いいたします。

平成23年6月、12月、平成24年3月定例会において、質問の内容を変えながら地方防災会議の開催や計画の見直し、そして複数の女性委員の登用の重要性について質問・要望をしてきました。平成20年、国の防災基本計画には政策決定過程における女性の参画が明記されています。しかし、平成23年10月の調査では、658の自治体中、女性委員を登用していない自治体は291自治体、44%です。また、55%が女性の意見が反映されていないとの結果でした。

東日本大震災後、避難所では赤ちゃんの粉ミルク、高齢者の紙おむつ、女性の下着、衛生用品などの物資の不足が大きな問題となりました。また、着がえる場所がない、授乳スペースがないなどの声も上がりました。また、避難所におけるハラスメントや性暴力の問題が報告され、避難所の安全対策や意識改革など万全の体制や配慮が必要です。また、女性は地域に人脈があり、地域のこと、例えばひとり暮らしの老人がどこにいるか、どういう手助けが必要なのかということをよく知っています。介護や子育てと

いった具体的な経験を通じて、災害時に女性の視点で女性の力を大いに発揮できる仕組みが必要であると私は考え、本市においても女性委員の登用を強く要望いたしました。

昨年3月定例会で条例が改正、3名の女性委員が登用され、新地域防災計画が完成しました。

質問は、(1)、前回の地域防災計画は平成18年3月に改定されたとお聞きしていますが、今回の新地域防災計画の大きな修正点についてお知らせください。

また、(2)新地域防災計画に女性の参画及び女性の視点を盛り込んだ内容についてもお知らせください。

次に、6月1日号の広報よねざわに、広く市民に新地域防災計画についてのお知らせがありました。そのほかに、(3)周知に向けての取り組みについてお伺いをいたします。

3、児童生徒が安全・安心な学校生活を送るための質問をいたします。

昨年4月23日、京都府亀岡市で起きた交通事故では、集団登校中の児童と保護者の列に軽自動車が入り込み、3人が死亡し、7人が重軽傷を負った悲惨な事故がありました。その4日後には、千葉県館山市で、さらに愛知県岡崎市でも同様の事故が起き、何ら落ち度のない幼い命が無残にも奪われる悲劇は切なく大変残念でなりません。絶対に繰り返してはならないと強く思っております。

だからこそ、大変しつこいようですが、私は昨年6月、9月、そして本年3月にも定例会で本市の通学路の現状と安全対策の取り組みについて質問をさせていただきました。そして、このたび4回目の質問です。

昨年5月、文部科学省及び国土交通省、警察庁により全国の公立小学校に緊急合同点検の通達がありました。この点検で全国の公立小学校から7万4,483カ所で安全対策が必要であるとの結果が出ました。そして、本年3月末までに4万

2,662カ所、57%で安全対策が完了したと発表がありました。

本市においては、昨年の合同点検の結果、83カ所の危険箇所が明確となり、すぐに教育委員会、土木課、警察の連携、対応により9月には31カ所で何らかの対策、改善されたと報告がありました。そして、本年3月には山形県が行う21カ所を除き、本市が行う62カ所で対策を行い、終了したとの返答をいただきました。市内あちこちで注意喚起文字の表示や、ドットラインの表示、水路への転落防止のための網の設置など、大変スピードある対応、御尽力に感謝いたしております。

質問は、安全な通学路の計画について、平成25年度はどのように取り組まれるのか、改善計画についてお伺いいたします。

また、ことし3月の代表質問では、本市の危険箇所と改善の優先順位についても質問をしましたが、明確な返答が示されませんでした。再度危険箇所の把握・認識と対応についてお伺いいたします。

最後に、アレルギー疾患の対策についてお伺いします。国民の2人に1人が何らかのアレルギー疾患に悩まされていると言われ、アレルギー性鼻炎、結膜炎、花粉症、アトピー性皮膚炎、ぜんそく、食物アレルギーなど小児から高齢者まで誰もがかかる病気です。その原因は多岐にわたるため、根本治療が難しいと言われておりますが、治療薬の進歩により約8割がコントロールできるまでになっております。

最近では、加工食品のアレルギー表示が広がっています。成分表示対象品目の中に、今回カシューナッツやゴマが推奨表示として追加されました。驚いたことに、バナナ、桃、リンゴも推奨表示の対象品目に上がっています。ますます保護者、学校間での情報共有の大切さを考えさせられました。

食物アレルギーの人数は、10年前に比べると約

5倍、20年前に比べると約10倍の増加と言われております。また、昨年12月東京都調布市の小学校での食物アレルギー死亡事故が発生し、救命措置としてのエピペンを使用しなかったことが問題となりました。エピペンとは、蜂刺され、食物アレルギーなどによるアナフィラキシーショックを引き起こす可能性の高い患者に処方される緊急注射用キットです。

本市の種々のアレルギー性疾患児童生徒数と、エピペン使用児童生徒数についてお伺いします。

学校でアレルギー反応を発症またはアナフィラキシーショック状態のときの対応についてですが、注射を打つことのリスクよりも打たないことのほうのリスクが重大で命の危機にも及ぶと言われております。本人が注射できないような状態の場合、医師、看護師の免許を持っていない担任、養護教諭、教職員の方が注射をしてもよいとされておりますが、各学校において注射の手技についての研修などはされておりますか、お伺いいたします。

米沢市立病院では、アレルギー外来を毎週水曜日岡田副院長が担当されております。問い合わせをしたところ、アレルギー全般に関する治療のほかに、相談やアナフィラキシーショックの対応など、またエピペンのデモ器も準備しておりました。例えば、学校、先生方の学校教職員研修会、また出前講座など機会があれば実際にエピペンに触れ、医師や看護師からの説明を受けることも今後検討されてみてはどうでしょうか。そのことについて今後の取り組みについてもお伺いをいたします。

最後に、子育てするなら米沢、そして少々雪は多いけれども、豊かさと安らぎに満ちた米沢のまちづくりを目指し努力することを3年目の決意として、壇上からの質問を終わります。

○島軒純一議長 安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいまの山田富佐子議員の御

質問にお答えをいたします。

私からは、米沢市地域防災計画についてお答えいたします。その他につきましては部長よりお答えいたします。

初めに、地域防災計画の主な修正点について申し上げます。その1は防災から減災への意識転換です。これまではハード面での対策によって被害がゼロにできるとの考え方でしたが、東日本大震災という巨大災害に遭遇して被害をなくすことは不可能であることが常識化いたしました。その結果、人命が失われないことを最重要視するとともに、ソフト的な防災とハード的な防災からできるだけ被害が少なくなるように備える減災の考え方を基本としました。

その2は、非常食の見直しです。3日間を目安から2週間を目安と備蓄の目安を変更しました。

その3は風水害への避難体制の見直しです。大雨のときはとにかく避難所へ逃げるから自宅の2階に一時的に避難するへ修正いたしました。いわゆる垂直避難へ変更したわけであります。

その4は防災会議の女性委員の増員です。33人中1人であったものを35人中3人に増員をいたしました。

地域防災計画への女性の参画、女性の視点についてですが、まず防災会議の女性委員を今申し上げたように増員し、女性の視点による避難所運営計画を立てています。女性専用物干し場、更衣室、授乳室の設置や女性による生理用品、女性用下着の配布などを盛り込んでいます。このほか、生活支援関係の仮設トイレの設置では可能な限り女性、高齢者、障がい者などが使いやすいように整備すること。地域防災力強化計画の自主防災組織の育成強化では、女性の参画と昼夜間の活動に支障がないような組織編成の検討などを盛り込んでいます。

次に、周知へ向けての取り組みであります、改定については御質問にもありましたが、6月1日号の広報でお知らせをいたしました。この

ほか、防災の基礎知識講座やまちづくり出前講座などさまざまな機会を捉えて市民の皆様に周知を図っていきたいと考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

〔菅野智幸健康福祉部長登壇〕

○菅野智幸健康福祉部長 私からは、がん対策推進基本計画の取り組みについてお答えいたします。

本市において現在実施しておりますがん検診は、胃がん、大腸がん、呼吸器、子宮頸がん、乳がんの5つであります。受診率につきましては平成24年度の状況で、胃がん21.9%、大腸がん26.7%、呼吸器35.2%、子宮頸がん27.4%、乳がん26.9%となっております。また、国の目標受診率につきましては、平成24年6月に策定された国のがん対策推進基本計画では、がん検診の受診率を5年以内に50%を達成することを目標としております。本市の受診率とは残念ながら大きな開きがありますが、さまざまな対策を講じながら受診率の向上に努めてまいります。

次に、現在検診を実施しているがん対策の現状と課題であります。ただいま申し上げましたように、受診率が低いという現状を踏まえ、集団検診では特定健康診査とがん検診をセットで受診推奨し、相乗効果を図りながら進めているところであります。また、先ほど議員から御紹介いただきましたが、検診を受けやすくするために平日忙しくて受診できない人を対象に土日健診、出勤時間前に受けられる早朝健診、小さいお子さんを幼稚園や小学校に送り出してからでも間に合う遅目の健診、女性限定のレディース健診など、集団検診のさまざまなバリエーションを設定しており、受診できるスタイルが拡大され、好評を得ているところであります。あわせて、今年度より集団検診日を地区ごとに設定するなど、市民の皆さんが受診しやすいように工夫をして受診率の向上に努めております。

一方で、検診受診率の必要性をさまざまな機会

を捉えて周知を図りながら受診の習慣化と検診受診者をふやしていくことが課題となっております。また、がん検診受診後の精密検診受診率が90%を下回っているという現状もあり、対象者には電話相談や戸別訪問などを行い、早期受診を促し、精密検診の受診率が100%になるよう対策を進めてまいります。

次に、健康福祉部における成人に対するがん教育啓発についてお答えいたします。

現在、国の補助事業であるがん検診推進事業に合わせ、一定年代の方にはがん検診無料クーポン券を送付しておりますが、同時にがん検診の必要性や乳がんや子宮頸がん、大腸がんの説明や検診方法などが記載されたがん検診手帳をお送りし、がん検診の啓発に努めているところであります。そのほか、米沢市衛生組合連合会の御協力をいただきながら、地区健康教室を開催し、知識の普及や予防啓発活動を実施しているところであります。

私からは以上です。

○島軒純一議長 土屋教育指導部長。

〔土屋 宏教育指導部長登壇〕

○土屋 宏教育指導部長 私からは学校教育におけるがん教育についてお答えいたします。

学習指導要領の中では、小学校においては体育科の目標として心と体を一体と捉え、健康・安全の理解を通して健康の保持増進を図り、楽しく明るい生活を営む態度を育てること、中学校においては保健体育科の目標の中でさらに健康の保持増進のための実践力の育成を図ることが示されております。これに基づき、小学校の3年生から自分の体や健康についての指導をしております。特に、平成23年度から小学校、平成24年度から中学校において完全実施となっている新学習指導要領では、身近な生活における健康、安全に関する基礎的な内容を重視し、みずからの健康を適切に管理、改善していく能力の育成のために系統性のある指導ができるように

内容がより明確に示されております。

がんに関しましては、主に小学校6年生と中学校3年生の内容で指導することになっております。小学校では生活の仕方と病気の予防の中で生活習慣病の一つとしてがんに触れております。また、たばこ、アルコールの害の中でたばこの影響としてたばこを吸う人のがんの死亡率が高いこと等を、主に6年生が年間8時間程度の中で学んでおります。中学校では生活習慣病の予防、喫煙の害と健康、飲酒の害と健康の中で、がんについて主に3年生が年間16時間程度の保健分野の学習の中の一部として学んでおります。がんの種類はさまざま挙げられておりますが、特に喫煙と関連させて、肺がんは小中学校を通して取り上げられております。

また、公益財団法人がん研究振興財団や、山形県健康福祉部保健業務課などからがんの正しい知識の普及とがんの予防啓発のためにリーフレットが配布されております。中学校2年生を対象に配布依頼が多く、子宮頸がん、乳がん等の女性特有の内容のものも男女どちらにも配布し、指導の機会としております。今後も自分の心と体に関心を持ち現在及び将来にわたって健康な生活を送るために正しい知識を小学校、中学校から学習することはとても大切であると捉え、学年の発達段階に合わせた指導を進めてまいります。

私からは以上です。

○島軒純一議長 原教育長。

〔原 邦雄教育長登壇〕

○原 邦雄教育長 私からは、児童生徒が安全安心な学校生活を送るための中、3項目についてお答えいたします。

まず1点目、安全な通学路の計画についてお答えいたします。昨年4月、登校中の児童の列に車が突っ込んで死傷者が出た痛ましい事故の後、文部科学大臣のメッセージに続き6月には文部科学省、国土交通省、警察庁の3省庁が連携し

た取り組みとして通学路における緊急合同点検実施要領が作成され、安全点検及び合同点検の指示がありました。

本市はこれに先駆けて各学校への安全点検及び危険箇所の報告を求めており、学校から出された83カ所について学校、市、教育委員会、警察、道路管理者、交通安全協会、PTA関係者等での合同点検を7月と8月に実施いたしました。さらに、その結果を受け、危険箇所についての対策案を検討し、対策を講じてまいりました。各所においての対策実施の結果、一部今年度実施予定も含め77カ所について対策が進んでおります。残りの6カ所につきましては今後対策を講じていく予定になっております。また、冬期間の危険箇所の報告、安全点検で出された箇所につきましても2月に合同点検を行っております。冬期間のみの通学路の変更や、学校、PTA、地域、警察等が協力し、危険箇所の立証も行っておりまいりました。さらに運転する側の交通法規の遵守やマナー向上も大切と考え、スクールゾーンへの侵入を防ぐための警察による取り締まりの強化依頼、道路通行利用者が地域の方々に限られる場所では学校や警察からの地区住民の方々への注意喚起、また自動車学校での入校者への運転マナー向上に対する指導のより一層の徹底依頼、米沢地区安全運転管理者連絡協議会を通した各事業所従業員への危険予知を意識した運転の励行等について働きかけの依頼などを行っておりまいりました。

続きまして、今年度の危険箇所の把握と対応についてお答えいたします。昨年度の全国的な通学路の安全点検を受け、山形県として山形県教育委員会、山形県県土整備部、山形県警察本部の3機関連携のもと、今年度も引き続き通学路の安全点検を行うことになっております。これを受けて4月26日に米沢市通学路確保に関する関係機関連絡会議を開催し、山形河川国道事務所、県の道路計画課、米沢市教育委員会、米沢

市土木課、交通安全協会、米沢警察署生活安全課及び交通課が集まり、今年度の通学路の安全点検及び対策等について確認をいたしました。県の動きを受け、本市も4月中に各学校において安全点検を実施し、報告を求めましたところ、昨年度対応済みの箇所や今年度の対応が決定している箇所を除いた25カ所が学校から報告を受けております。現在合同点検に向けた各所の連絡調整中であり、6月、7月に合同点検を実施し、必要な箇所には対策を講じる予定になっております。また、冬期間の点検につきましても昨年同様実施する予定となっております。

続きまして、食物アレルギーについてお答えいたします。昨年末、東京都調布市において乳製品にアレルギーのある児童が当該食材の入った給食を食べ、アナフィラキシーショックと見られる症状を起こし死亡するという大変痛ましい事故が発生いたしました。

本市といたしましても、その事故を受け、学校給食における食物アレルギー児童生徒の状況調査を全小中学校、全児童生徒を対象に実施したところであります。その結果、医師による診断書があるなしにかかわらず、食物アレルギーがあると回答した児童生徒は228名で、全体の3.1%でありました。また、エピペンを処方されている本市の小中学校の児童生徒につきましては、小学生が2名おりました。

また、エピペン使用に関する研修につきましては、毎年実施している普通救命講習会において実施したところであります。本年5月に、各学校より1名以上の参加を得て、エピペンに関する正しい知識とその使用方法について実施いたしました。その後、5月から6月にかけて全教職員に対し伝達講習を実施しているところであります。

学校給食における食物アレルギーへの対応につきましては、医師会の協力を得ながら、対応の手引き案を作成いたしました。今後、小学校の

校長会や給食部会、養護教諭部会へお示しし、意見をいただきながら、学校給食における食物アレルギー対応の手引きを完成させたいと考えております。その後、各校に配付し、教職員の共通理解を図り、もしもの場合に対応できるようにいたしたいと考えています。

私からは以上です。

○島軒純一議長 山田富佐子議員。

○5番（山田富佐子議員） 丁寧な御返答ありがとうございました。

時間もないので、即2回目の質問をさせていただきたいと思いますが、順番が違いますけれども、最初に安全な通学路の件について質問をさせていただきたいと思います。

先月5月31日に文部科学省から各都道府県市教育委員会に通学路の交通安全の確保の点検についてという通達が再度あったところです。その通達の中に、教育委員会の役割について通学路の交通安全のかなめとし、点検や対策の検討において主体的な役割を果たすようにということが明記になっております。これは同様に警察庁、国土交通省にも通達が行っておりまして、相互に連携して取り組むようにということになっているんですが、交通安全のかなめとしての役割ということについてはどのように認識されているかお伺いしたいと思います。

○島軒純一議長 土屋教育指導部長。

○土屋 宏教育指導部長 議員お述べのとおり、5月31日教育委員会には文部科学省から通知が来てございますけれども、教育委員会、そして道路管理者、警察と3者が一体となってそれぞれが責任を持って子供たちの安全を確保していくと捉えております。

具体的には、まず昨年度の合同点検結果に基づく対策の着実な推進、それから2点目は継続的な取り組み、3点目は推進体制の構築ということで、今我々、一生懸命取り組んでおりますけれども、それを継続してとにかく子供たちが事

故に遭わないように努力していきたいと考えて
ございます。

○島軒純一議長 山田富佐子議員。

○5番（山田富佐子議員） それぞれが責任を持っ
て対応していくという御返答でした。

私は、5月中旬に南部小学校の保護者の方から
相談を受けた太田町2丁目の通学路について質
問をさせていただきたいと思います。私は、こ
こは米沢市で一番危険な通学路ではないかなと
思いました。朝7時から約2時間、南部小学校
近くの通学路を歩きました。子供たちの登校の
様子、自転車の中学生、高校生、そして乗用車、
大型トラックが行き交うさまを目の当たりにし
てきました。大変驚きました。写真も撮ってき
ました。

この日はちょうど小雨が降っておりまして、子
供の傘がすれ違う車のミラーにぶつかっている
状況でした。また、小学生の列、中学生の自転
車、車が横並びになっている状況など、実際の
現場を見ると本当にいつ大きな事故が起きても
おかしくない恐ろしいような場所でした。大変
申しわけなかったんですけれども、このような
危険な通学路が私の身近なところにあるとは私
も知りませんでした。

そして、これは昨年度の数字なんですけれども、
南部小学校の全校児童数523名中229名、約44％
がこの通学路に登校しているのです。そのほか
に自転車の中学生、高校生が通学しているのだ
すね。これが実態なんです。

教育委員会では、この朝の通学時間帯、朝7時
20分ごろから8時ごろの状況を実際に見ておら
れますか。お伺いしたいと思います。

○島軒純一議長 土屋教育指導部長。

○土屋 宏教育指導部長 議員御指摘の太田町のカー
ブのところは前々から課題になっておりまし
て、私どもも十分把握してございます。

○島軒純一議長 山田富佐子議員。

○5番（山田富佐子議員） 今、把握しているとい

うことですが、実際に見られた方はいら
っしゃいますか、この時間帯。

○島軒純一議長 土屋教育指導部長。

○土屋 宏教育指導部長 私も通勤路に当たります
ので、時々というか、あそこを通って確認をし
てございます。

○島軒純一議長 山田富佐子議員。

○5番（山田富佐子議員） 土屋指導部長は毎日そ
こを通られているということですね。わかりま
した。

昨年度の教育委員会から本市へ83カ所の危険区
域が報告書として出されているわけですね。83
カ所は全部ここに書いてあります。この83カ所
のほとんどは交通量が多くて危険、見通しが悪
くて危険、歩道がなくて危険、水路にふたがな
くて危険、道幅が狭くて危険なんですね。しか
し、相談を受けたこの場所は、この報告書には
何て書いてあるかということ、太田町2丁目、カー
ブで歩道が途切れ、道幅が狭くなり、自動車
が飛び込んでくるおそれがあり、危険であると
ここに書いてあるんです。いつ自動車が飛び込
んでくるかわからないような、またそのおそれ
がある、危険であると認識していながらも路面
標示、注意喚起文字及びドットラインの対策終
了で本当にいいのでしょうか。

実は、この場所は昨年12月3日月曜日朝7時20
分、まさに子供たちの通学時間帯です。自動車
同士の衝突事故がありました。幸い子供たちへ
の被害は免れましたが、もし路面が凍結してい
たら、子供たちの列に車が飛び込んでくるおそ
れがあったわけです。この事故について通学路
でしかも朝の登校時間中に発生している事故で
すが、警察から学校への連絡がなかったと聞い
ております。児童から事故の話を聞いても情報
収集していない学校、夕方、保護者からの不安
の声が学校に届いてその後動いたとお聞きして
おります。

事故の概要など、対策についてのお知らせは事

故発生から5日後の12月7日に保護者にありました。そして、お知らせの対策の中に、ドライバーが速度を抑えるようにポストコーンを2メートル間隔で設置すると記載されているんですが、実際に設置されたのは先月5月29日、半年後であります。このような対応で本当に子供たちを守ることができるのでしょうか。

もう一つ驚いたことがあります。あるテレビ局の全国ニュースで、米沢市西部地区の通学路が日本一危険な通学路として流れました。そのニュースの後で急遽通学路の変更の対策を講じております。事故が起きなければ次の対策はないのでしょうか。それとも、マスコミで取り上げてもらわなければ対策はできないのでしょうか。このことについて御見解をお願いいたします。

○島軒純一議長 原教育長。

○原 邦雄教育長 私からお答えいたします。

南部小学校区内太田町の道路に関しましては保護者、地域、それから付近の建物所有者などから児童の安全確保のための歩道整備及び信号設置の要望がありまして、昨年度各関係機関で対策を検討いたしました。

そして、先ほど議員から出ました路面への注意喚起文字とかあるいはドットラインの表示、外側線の引き直しによる運転者への注意喚起あるいはポストコーン設置等々対策を講じたところであります。さらに、冬期間、雪で道幅が大変狭くなったりあるいは凍結によるスリップが心配されることから、当箇所を回避するための通学路変更も検討をいたしました。

しかしながら、その道路を設定した場合に、逆に不審者が出た場合に逃げ場が確保できないなどの課題が生じまして、そういう不安があるということのために通学路の変更は不可能でありました。そのため、除雪の強化の依頼をするとともに、交通指導員の1名増員、PTAの育成部、学校職員、大門交番等による立哨指導を実施してまいりました。そして、運転者への注意

の喚起、これを継続して実施していただいているところであります。

あわせて、学校におきましては児童生徒に対して交通規則を守ること、道路の端を1列でしっかり歩いて周囲の安全を常に確かめることなどを、みずから危険を回避するような指導もあわせて行っております。これまでこのような対策を講じてはおりますけれども、学校や関係機関だけではない難しい面もあり、今後保護者の方々あるいは地域の皆様とより一層の連携を図って、さらに児童生徒の安全確保に努めていきたいと考えております。

○島軒純一議長 土屋教育指導部長。

○土屋 宏教育指導部長 西部地区の一部マスコミの報道についてですけれども、実は米沢市で一番危ないところのような、そういった報道になりました。実際は、私も西部小学校の教頭を務めておりましたので、あの小野川街道の裏側に両方道路がございます。そちらは基本的には通学路になっておりまして、ただ家その裏側に入る通りから入るところに若干距離がある子供さんはそこを歩かざるを得ないんですけれども、基本的には裏側になる。ところが、あの映像では小野川街道全部が通学路になっているような、そして危険なような扱いになりました。あそこにつきましても、今検討しているところでございます。

○島軒純一議長 山田富佐子議員。

○5番（山田富佐子議員） ありがとうございます。

私としては、今原教育長から御返答いただきましたが、いろんな通学路の変更を考えたり、また注意喚起の文字、また運転者への指導とかいろいろな話が出ました。地域、子供たちがみずからの命はみずからで守れと言わんばかりの、そういう御返答のような気がします。

それでは、市は何をするのでしょうか。最終的に目指すところは子供たちが安心して登下校できる通学路の確保であると思います。市長は、

本市が日本一危険な通学路として放送になったことを御存じでしたか。そしてまた、私が今申し上げた南部小の危険な区域を子供たちが、半分近くの子供たちが通学しているということも御存じでしたでしょうか。また、対策を立てて6カ月も経過してからのポストコーンの設置など余りにも心ない対応だと私は思います。

市長、どう思われますか。市長の3期目のマニフェストをきょう出してきました。3期目のマニフェストの中に、「快適に歩けるまちを目指します。雪国における生活道路、歩道のあり方について検討を進め、計画的に安心快適に歩けるまちを目指します」と、このように掲げているんじゃないんですか。本市の道路整備をしているトップとしてどのように考えられるか、ぜひ御見解をいただきたいと思います。

○島軒純一議長 安部市長。

○安部三十郎市長 西部地区のテレビの件は、直接テレビは見ませんでしたが、話には聞いております。

そして、南部地区の今の御指摘の件ですが、御心配されているような事故というのは、ドライバーが十分に注意をして運転したけれども、事故が起こったというようになるわけではなくて多くの場合は注意が足りなくて事故になるということだと思います。ですから、注意喚起は当然必要ですが、注意喚起だけではなかなか防げないという、要するに道路の構造上の改良をしていかないと防げないという面があると思っておりますので、今の御質問、御要望につきましては重く受けとめさせていただきたいと思えます。

○島軒純一議長 山田富佐子議員。

○5番（山田富佐子議員） これはやはり、建設部長の御見解をお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○島軒純一議長 加藤建設部長。

○加藤吉宏建設部長 御指摘の太田町地内の歩道整

備についてでございますが、この御指摘の場所より南の部分については平成19年度までに歩道整備工事を完了しているわけですが、御指摘のカーブの区間については米沢市が重要事業として位置づけて県に早期着工を要望しております都市計画道路万世橋成島線の予定区域の中に入っているところでございます。そのために、この道路の改築については都市計画道路の改築に沿った交差点の整備が予定されているところでございますので、当面の対策としまして、ただいま教育委員会から答弁がありましたけれども、事故防止や運転者への注意喚起のための対策を講じているところでございますが、市としましてもこの場所が交通安全上早期の整備が必要であると認識をしておりますので、引き続き都市計画道路の早期着工を強く要望してまいります。まずは市としましても市の事業として国の補助事業を活用した暫定整備が可能かどうか、その整備手法についても県と相談をしながら研究をさせていただきたいと思っております。

○島軒純一議長 山田富佐子議員。

○5番（山田富佐子議員） ありがとうございます。

今、お話を伺いましたが、一歩も二歩も進んでいないような、結局質問したことがそのまま、今の現状がそのまま返ってきているような残念な思いです。

本当に、子供たちの安全な通学路確保について真剣に考えていただいているのかなと。東京とか千葉のような、あのような悲惨な事故が起きなければ、起きてからでは遅いんです。事故が起きる前の対策が必要なわけです。もちろん、万成線の早期着工とかいろんなこと、予算のこととか通学路変更にしてもそちらのほうが危ないとかいろんなことがあるかもしれませんが、もっと私は対策、今の御返答を聞いていた中には心がこもっていないなというか、本当に子供たちのことを考えてくれているのかなと、米沢

市の大切な大切な宝である子供たちの通学の安全・安心の確保のためにはもっとこれからも話、質問していただきたくなくちゃならないなと改めて強く感じましたが、これ以上、4回も私は質問させていただいてこれ以上何があるのかなと、私としてはへこんでしまいました。何かもう、もう少しいい御返答がいただけるのかなとも思ったところでしたが、大変私としては残念なところですよ。

時間もあと5分となりましたので、いろいろ質問も考えてきましたが、ちょっとこれ以上私は質問する元気がなくなってしまいましたので、これで終わりたいと思います。

○島軒純一議長 安部市長。

○安部三十郎市長 建設部長の回答について、山田議員、勘違いされているようなので、もう一遍申し上げます。

すなわち、問題の地点については都市計画道路ですので、通常でいけば都市計画予定されている道路全体の改良を待って改良するしか普通はないと。でも、そういうのを待たないで、そこだけ早く改良できる方法がないかどうか、さまざまな補助金とかを探りながらやっていくと、そういうことですので、そのように御理解をいただきたいと思います。

○島軒純一議長 山田富佐子議員。

○5番（山田富佐子議員） ありがとうございます。済みません、かっかかっかとしてしまいました。

やはり、今市長がおっしゃったようにほかにも何か改良できるところがないかということをお向きに検討されていくということですね。わかりました。これで私も少しきょうは眠れるのかなと思います。ありがとうございます。

○島軒純一議長 以上で5番山田富佐子議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 3時05分 休 憩

午後 3時15分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。この際、お諮りいたします。

本日の会議が定刻の午後4時まで終了しない場合、会議時間を日程終了まで延長することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。よって、本日の会議を日程終了まで時間を延長することに決まりました。

次に進みます。

一つ、西條天満公園でのイベント開催について外2点、7番鈴木章郎議員。

〔7番鈴木章郎議員登壇〕（拍手）

○7番（鈴木章郎議員） 本日最後の一般質問者となりました。私からは3つについて御質問いたします。

1つ、西條天満公園でのイベント開催についてお伺いいたします。

私の昨年の12月の一般質問で、新文化複合施設の建設予定地はポポロ館跡地であったはずが、その後建設地をまちの広場に変更した際に、まちの広場の機能を歴史公園、現在の名称、西條天満公園に持たせると議会や各地区での市民への説明会で当局は述べてられました。同様にまちの広場の機能を西條天満公園に持たせることは具体的にどのような対応なのかとの質問に、当時の建設部長は、まちの広場の機能については（仮称）歴史公園の中で補完的にまちの広場の機能を受け入れることができると答弁されました。補完とは不足している点を補って完全なものとするのであります。であるならば今までどおりまちの広場で開催されてきた行事が遂行できるはずであります。

しかしながら、これまでまちの広場で行われてきた「Ｙ－１グランプリ」「市民納涼盆踊り」「米沢市民中部地区ラジオ体操」「朝市」や「フリーマーケット」その他の行事も西條天満公園では不備であることから他所に移り、まちの広場がもたらしてきたイベントでのにぎわいや中心市街地への経済活力の低下が危惧されております。広報よねざわにも、三の丸土塁から西側は平たんな構造になりますので、イベントなどの多くの皆さんに活用していただける公園とすると周知しておられるが、２億８,０００万円を投じてつくられた西條天満公園が完成してから市民や各団体からの事前利用申請の状況をお伺いいたします。

次に、市道女子高東通り中央三丁目線（武者道）について御質問いたします。

この路線は、1672年の米沢市街地図に「武者道」と記載されており、江戸時代、主に下級武士たちがまちに買い物に出る際に使っていたとされ、米沢以外にはない全国的に見ても珍しい貴重な道であります。本市は、市民の方や観光客に楽しく町なか回遊をしていただくよう約５,０００万円を投じて歴史的資源を利用した事業ではあるが、行政として市民の方に幅広く全国的に武者道の魅力を発信し、どう伝えていくのかお伺いいたします。

３つ目の主要地方道米沢猪苗代線の交差点（丸の内）改良について御質問いたします。

平成25年度米沢市重要事業要望書で国道121号と主要地方道米沢猪苗代線との交差点は、上杉神社や伝国の杜への観光交通の要衝であるとともに中心市街地への交通ネットワークを形成する重要な交差点であります。しかしながら、本交差点は狭小で右折レーンもないことから慢性的な渋滞を招いております。特に、上杉神社へ向かう大型観光バスの通行に支障を来す状況であり、本市の観光振興にもつながる交差点改良の早期着工を求められておられますが、その計

画内容をお伺いいたします。

○島軒純一議長 夢田産業部長。

〔夢田美佐雄産業部長登壇〕

○夢田美佐雄産業部長 私からは、西條天満公園のイベントの開催についてのうち、まちの広場で行っていたイベントが全て西條天満公園で開催できるのかという御質問にお答えしたいと思います。

中心市街地におけるイベントスペースとしては、これまで活用してきましたまちの広場にかわり西條天満公園がその機能を担うことになるわけですが、本市といたしましてはステージ等設備の有無、舗装状況等の違いなど当然条件に違いがあることから工夫が必要となることはあるものの、西條天満公園にはイベント開催に必要な電源装置や排水設備、グリストラップを整備しており、これまでまちの広場で開催してきたイベントに関しては基本的に開催は可能であると考えております。

平成24年度にまちの広場で開催された主なイベントの主催者から今年度の開催予定をお伺いしましたところ、フリーマーケットと盆踊りににつきましては西條天満公園での開催を予定しているとお伺いしております。また、産業まつりににつきましては西條天満公園と平和通りを会場として開催することにしており、さらに武者道を活用し回遊性を高める工夫を行うなど町なかのにぎわいを高めるべく多くのアイデアや工夫を凝らしてイベントを開催してまいりたいと考えております。

なお、朝市に関しましては、昨年11月の時点で生産者の減少と高齢化によりことは実施しないと決定したとのことであります。また、商工会議所青年部主催のＹ－１グルメグランプリにつきましては、ことは河川敷で開催されることになっておりますが、青年会議所のミュージックフェスティバルとの合同イベントとして相乗効果を図る新たな取り組みに発展しており、

町なかのにぎわいの創出にもつながるものと考えております。

なお、西條天満公園は中心市街地への中核施設として重要な役割を持つものと認識しており、今後の当公園のイベントの活用につきましてはことしの産業まつりの実施状況などさまざまな実績を参考に改めてイベント主催者に御判断いただけるものと考えております。官民間問わず多様な主体による活動やまちづくり事業での利活用により、より多くの市民に愛され、訪れてみたい場所となっていくものと考えております。

私からは以上でございます。

○島軒純一議長 加藤建設部長。

〔加藤吉宏建設部長登壇〕

○加藤吉宏建設部長 私からは、平成25年度の開園以来のイベントの受け付け状況についてと市道女子高東通り中央三丁目線（武者道）について及び主要地方道米沢猪苗代線の交差点（丸の内）の改良についてお答えいたします。

初めに、西條天満公園の今年度のイベントの受け付け状況でございますが、まだ開園して間もないこともあります。6月6日現在で昨年同時期と同様の5件となっております。まだまだ少ない状況でございますので、今後公園の東側の武者道側のスペースも含めいろいろな催しに利用していただけるよう、地元商店街を初め広くPRに努めていきたいと思っております。

次に、市道女子高東通り中央三丁目線（武者道）についてお答えをさせていただきます。武者道は市民団体によって情報発信や環境美化などに取り組んでいただき、地域資源の活用に御協力をいただいているところでございますが、歴史的資源である武者道の魅力をより多くの方に知っていただき、楽しんでいただくために、市といたしましても地元の方々に御理解と御協力をいただきながら黒板塀の改修などを進め、さらに魅力ある空間づくりを推進していきながら、市民と行政の協働によるまちづくりの一例

としてこのような取り組みを情報発信してまいりたいと考えております。

また、観光の面におきましても、西條天満公園など近隣の歴史的資源と地元商店との組み合わせをした「まちなか歩き観光ルート」の設定などを行ってまいりたいと考えておりまして、今後観光マップに掲載するなどによってその魅力の情報発信を行ってまいりたいと思っております。

次に、主要地方道米沢猪苗代線の交差点（丸の内）の改良についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、一般国道121号と主要地方道米沢猪苗代線の交差点、いわゆる丸の内交差点は上杉神社や伝国の杜への観光ルートの要衝となっております。中心市街地への交通ネットワーク上重要な交差点となっております。しかしながら、狭小で右折レーンもないことから渋滞を招いており、特に上杉神社へ向かう大型観光バスの交通に支障を来す状況となっております。

そのようなことから、県事業によりまして交差点改良が完了しました主要地方道米沢猪苗代線の山大前交差点に引き続き、早期に本交差点を改良していただくよう、昨年度から本市の重要事業に掲載しまして県当局を初め関係各所に強く働きかけを行っているところでございます。

本交差点は都市計画道路の交差点となっておりますけれども、その計画内容につきましてはまだ要望段階でございますので、未定となっております。今後、事業採択化が得られたならば現地踏査、交差点設計と進むものと思っております。本交差点は家屋が密集した地域でございますので、課題も多いと思われませんが、渋滞緩和はもとより観光振興上からも一刻も早い事業着手と効果発現が望まれておりますので、引き続き事業の早期着工を強く要請してまいりたいと思っております。

私からは以上でございます。

○島軒純一議長 鈴木章郎議員。

○7番（鈴木章郎議員） 先ほどの産業部長にもう1回お聞きしますけれども、まちの広場で開催されるイベント、確認ですけれども、市民納涼盆踊り、これでいいんですね。中部地区の盆踊りでなくて市民納涼盆踊り、フリーマーケットと産業まつり、この3つですね。確認です。

○島軒純一議長 埴田産業部長。

○埴田美佐雄産業部長 そのほかにラジオ体操とかございます。フリーマーケット、朝市、産業まつり、それから中学校の文化祭とか、こういった開催がされております。

○島軒純一議長 鈴木章郎議員。

○7番（鈴木章郎議員） そのラジオ体操というのは、米沢市のラジオ体操なのか中部地区ラジオ体操なのか。私、お聞きしますと、そのラジオ体操は興譲小学校でやっていただくようにということを知ったんですけれども、間違いなく西條天満公園でやるということではよろしいんですね。

○島軒純一議長 埴田産業部長。

○埴田美佐雄産業部長 従前やっていた行事として中部地区ラジオ体操を従前のまちの広場でやっていたという回答をさせていただきましたけれども、新たな西條天満公園の中でラジオ体操をするとはお聞きしておりません。

○島軒純一議長 鈴木章郎議員。

○7番（鈴木章郎議員） 西條天満公園、当初新文化複合施設の建設用地に挙がっておりました。しかし、第1期目の工期には間に合わない、そしてまた、まちの広場建設用地より現在の西條天満公園で建設した場合4億円ほどの増額で事業費がふえるということでもございました。そしてまた、ここを（仮称）歴史公園と当時は呼んでいまして、その当時の事業概要を見ますと遊具施設が点々と置かれて議会内の議論がありました。児童公園じゃないのか、歴史公園ではないだろうと。もろもろ3,000万円の補正予算も上

がってきたわけですが、それも否決されたところです。

そして、ここの用地買収に当たっては米沢市の社会福祉協議会に一時購入をしていただいてそれを市が取得する、これに関しては刑事告訴、市長がなされておまして、これはおのおの裁判になるのではないは今後の状況なんですけれども、まさしくここは市長の肝いりの土地購入であります。

当時の部長は、西條天満公園でまちの広場でイベント開催されていた行事はおおむねほとんどできるとおっしゃっておりました。しかし、このたびお聞きしますと産業まつりはここで行う。産業まつりは市で実行委員会を立ち上げて主催ですからこれも非常に多くの方々が来られる。このY-1グランプリ、これも非常に人気がありまして、米沢商工会議所の若い人たちが一生懸命汗を流してあそこまでにぎわいを出した。しかしながら、この商工会議所の方、現メンバーにお聞きしました。西條天満公園では出来ないのかと。いや、できないですよ。どうやってするんですかと。このようにおっしゃっておりました。

なぜ、まちの広場であそこまで頑張って人を集めたのに今後松川の河川敷で非常に悔やんでいるのかなという思いもいたしました。そしてまた、お聞きしましたところ、今まで培ったにぎわいを市長はなくしているわけですよ。9万人、10万人近いにぎわったものをまちの広場を壊してあそこに新文化複合施設、その代替をまちの広場と言いながら結局は補完的と言いながら開催されない。そしてまた、まちの広場を存続する会や愛する会、また、まちの広場に対して残してくれと、そういう市民の方々のあつれきもうあそこでお祭りはいらない、朝市はいらない、ラジオ体操はすることないというのが見えるんではないですかね。

先ほど、部長から答弁がありましたけれども、

基本的に全てのイベント開催されてきたまちの広場でやったものが西條天満公園でできるとおっしゃいましたが、申請状況、Y-1グランプリの方々、朝市もそうですけれども、ラジオ体操もそう、他所に移っております。この現況をどう思いますか。

○島軒純一議長 埴田産業部長。

○埴田美佐雄産業部長 主催する側の事情もございまして、私どもとしては基本的には従前まちの広場で行われたイベントについては西條天満公園においてもできるものと今でも考えております。

ただ、冒頭申し上げたとおり朝市のように高齢化になったりして都合によって取りやめたという事情とか、Y-1グランプリについてはやはり青年会議所のミュージックフェスティバルとの合同イベントということで規模が大きくなるということから、やはり狭いであろうと思っておりますので、事業主体の都合によって変更されたものだろうなと思っております。

○島軒純一議長 鈴木章郎議員。

○7番（鈴木章郎議員） そこでY-1グランプリ、都合によってでなくて、結局西條天満公園でできないからミュージックフェスティバルとかけ合わせてやったということですよ、要は。ちょっとニュアンスが違います。あの西條天満公園ではY-1グランプリはできないと。青年部でミュージックフェスティバルと合同にやったらどうなのか、そうだったんです。基本的には、あそこではY-1グランプリはできないということです。

議長から許可をもらっていますので、前回使用したパネルですけれども、今回産業まつり、西條天満公園で開催すると。まちの広場でやったときにはまちの広場線、あと平和通りでやれたわけです。まちの広場でなくてまちの広場線と平和通りを使いながらやっておりまして、今回西條天満公園であとは平和通り。どうなんです

よう。飛び地でお祭りというのは。まちの広場だからこそ人の流れもできたらろうし、相当な面積がとれたということです。

でも、この産業まつりにしても恐らく規模が小さくなって人の流動的な部分も非常に不便なのかなというところでございます。

市長、どうでしょう。市長がこう行った当初町なかにも観光客や市民が回遊してもらってにぎわうようにしたいと、しかし逆行しているんです。イベントもできなくなる、使い勝手も悪くなる。この辺の責任とかそういうのは市長、どう捉えていますか。

○島軒純一議長 安部市長。

○安部三十郎市長 話が幾つか絡み合っていますので、少しほぐしてお答えしたいと思います。

まず最初に、一番最後の御質問というか責任をどうするかということですが、何も町なかのにぎわいがなくなってしまったという結論が今出てくるわけではないと思っていますので、今の状況だけ見て責任云々というのは早急かと思います。

そして、先ほどいろいろなものがいわゆるまちの広場から西條天満公園に移る予定だったものが、移ると想定していたものが、まちの広場から西條天満公園には移らないで別のところに行ってしまったという、それについても認識の相違があると思っています。

まず、一番大きいY-1グランプリですが、これも私たちが聞いているのは商工会議所青年部が主催しているY-1グランプリと青年会議所が主催しているミュージックフェスティバル、これ合体というか同じ会場で同時開催したほうが相乗効果が出るから一緒にやるんだ、そしてミュージックフェスティバルは今まで市営プールとかでやっている状況をごらんになればよくわかるわけですが、仮にまちの広場が存続していたとしてもこの2つを同時開催、まちの広場でできるかといったら、やはりまちの広場でも

できないのは明らかなわけですから、松川河川敷というのは一番、2つ合体してやる場合には松川河川敷という会場設定は極めて妥当だと捉えております。

ですから、やむなく河川敷に行ったのか、そうでなくてより相乗効果を求めて合体開催をすることになったのでそれに適した場所として河川敷になったのかについては、私たちは後者のほうとお聞きしておりますので、そこは認識が相違していると思っております。

ラジオ体操については、西條天満公園をお使いになるものと思っていたところですが、そうではないというお話でしたので、なぜなのかははかりかねているというのが正直な感想であります。ですから、さまざまなものが場所が変わったのに出ていってしまったじゃないか、ついてこなかったじゃないかと、そういうふうには捉えていないところであります。

そして、反問権というのは。反問は。

○島軒純一議長 どうぞ。

○安部三十郎市長 それでは、西條天満公園には、反問する前に、反問のための前段階で今担当部署に指示しているのは、さまざまな営業をかけてみろと言っています。例えばオープニングのとき明星保育園で来られました。そして、これからは園も近いのでしょっちゅう使わせてもらいたいという保育所の方のお申し出でしたので、どうぞいつでも使ってくださいと申し上げました。上杉ロータリークラブに、もみじを植えていただきました。そのときにぜひもみじ狩をここで楽しんでもらいたいというお話もいたしました。そうやって、ここで楽しく使おうという団体がありますので、ほかにもいっぱいいるはずだと。例えば、九里学園のさる先生がうちの学校の芋煮会をここでしてみるかなと、クラスの芋煮会をしてみるかなという方もおられましたし、近くには興譲小学校とか東高とか、あるいはかつてここに幼稚園のあった普慈幼稚

園の子供たちがバス遠足とか、さまざまな可能性はあるのではないかということから、どうですかという積極的な宣伝、営業活動をしてみろと指示していますので、さまざまに人が集まってくる可能性はこれからあると思っています。

そして、集まってくる可能性の中で西條天満公園にまつわるさまざまないわれが深くて興味深い場所だという、そういう魅力があると思っています。

それほど西條天満宮についてご興味がおありと見えますので、あえて御質問いたしますが、西條天満宮には、皆様によくわかっていただくためにさまざまに書き方を努力して黒井繁乃の話と西條天満公園のいわれ、すなわち後醍醐天皇の鎌倉幕府打倒の話を書きましたが、どのような内容かお答えください。

○島軒純一議長 鈴木章郎議員。

○7番（鈴木章郎議員） それが反問ですか。情けないな。

私も歴史云々、そんな市長のように詳しくないですよ。それはだったら後でお答えしますから、この議題に沿ってお答えください。

あなたがいかにも歴史を知っているような、私は歴史を知らないような、そんな関係を反問権に使わないでください。悪いですけども。あなたわかるでしょう。

何を言っているんですか、あなた。いろいろこれから営業をかけていきます。使います。それはいいじゃないですか、それで。そうしたら、それでいいでしょう。この質問に、三の丸にどのような歴史云々。そんなのいいでしょう、ここで。後でお答えしますから。行きますから。よろしいですか。（「はい」の声あり）

○島軒純一議長 安部市長、私からも申し上げます。議論の本質をわかった上で反問権を行使してください。安部市長。

○安部三十郎市長 それでは、少し説明が足りなかったと思いますが、なぜ御質問したかということ、

すなわちたくさんの人に集まってもらいたいということからさまざまな工夫を重ねて立派な案内板をつくって文章もわかりやすく3カ所、3枚立札を立てて案内板を立てて文章を書きました。ですから、関心を持たれて西條天満公園に行かれたのであれば当然オープニングのときから看板は出ておりますので、それだけ熱意がもしあるのであれば看板ぐらいはお読みにになったかと思って、要するにそのぐらいまで看板をお読みにするぐらいの熱意はおありですかと、それをお聞きしたわけです。

○島軒純一議長 市長、おわかりだと思いますけれども、私の思いはわかっていただけるといえますけれども、議論の本質は熱意があるかないかでこの質問云々でないのです。傍聴席もお控えください。いいですね。続けますよ。どうぞ。鈴木章郎議員。

○7番（鈴木章郎議員） 私が聞いているのは、だから西條天満公園がまちの広場の機能を果たしているのかと、そこなんです。三の丸に熱意があるのかなんだか、関係ない。あなたの質が問われるぞ、市長。しっかりしなさいよ。

私、言っているのはまちの広場で開催されるイベント、西條天満公園でできるのか。補完しながらできるといっていながら不備である。あそこではできないという市民、団体がおられたと。それについて質問しているんですよ。

その歴史云々、反問権使って、もうちょっとしっかりしてくださいよ、市長。

この件に対しては先ほど市長からありました、営業をかけろと。どんどん営業をかけてもらって西條天満公園、その周り、にぎわいが広がるようにお願いしたいと思っております。

次の2番目の武者道についてお伺いいたします。

この武者道も約5,000万円をかけてなされた事業でありますけれども、景観整備、先ほどおっしゃいました板塀、現在延長190メートルですけれども、30メートル残してある程度全体像が見

えた完成に近いんですけれども、しかし、板塀がところどころ板になっているところとブロックになっているところとか、歯抜け状態でございます。一体感を持たせるためには、先ほど言いましたその所有者等に板塀製作の2分の1を負担してもらおう。でも、この御時勢、なかなかそれに対して金額を出すのも、いかがかなと、あそこの武者道ができてからその話を聞いたという所有者もございます。これは市のほうで、全額市で景観整備するぐらいの意気込みでないかと、やはり歯抜け状態でせつかくのものもいかなものかなと思いますけれども、当局はどうですか。

○島軒純一議長 加藤建設部長。

○加藤吉宏建設部長 武者道のよりよい環境をつくるということで、周辺の塀などの施設の改善について地元の方々の御理解、御協力をいただくことも大切であります。ことしから、整備の区間の沿線につきまして、道路に面する板塀の整備に対して事業費の2分の1、上限100万円ということでの工事費の助成を行い、米沢市武者道景観整備事業というのを新たに立ち上げました。この助成事業の周知につきましては4月1日号の広報から始めておりますけれども、なおさらに周知を図りまして魅力ある空間づくりを行ってまいりたいと思っております。板塀以外の建物あるいは工作物の改修の際につきましても、武者道を意識した景観への配慮をお願いしたいということで景観の立場からお願いをしているところであります。

現在、板塀についてのお問い合わせ、一、二件、御相談というかお問い合わせをいただいているところでございます。

○島軒純一議長 鈴木章郎議員。

○7番（鈴木章郎議員） これも、私、近くにいるものですから現状を見ております。なかなか人が通っていないんですね。だから、武者道というのは平和通りから現在の121号線、そこを越え

て札の辻、あそこの道路を越えて九里高校、もっと九里高校からグラウンドの横、突き当たりまで、そこが武者道と聞いております。であるならば、延長整備ですよ。市はお考えになっているのか。今の平和通りから121号線まで、そこを越えて九里高校までの整備をすると上杉神社からの観光客の回遊が図れると思うんです。

何かここも市の本気度というか、本当に武者道で市民の方や観光客の回遊、それを平和通りに引っ張っていくというのが見えないんですよ。当初、延長整備はあったと思うんですけども、そのまま立ち消えになったのか、今後考えはないのか、その辺をお聞きます。

○島軒純一議長 加藤建設部長。

○加藤吉宏建設部長 今回の武者道の整備延長というお話でございますが、今回の整備区間の南側、121号線から南になりますけれども、これにつきましては、今用地がかなり複雑化していることや沿道の家屋の出入り状況というものを勘案しますと、現段階では早急の整備というものは難しいものということで現段階では考えていないところであります。

ただ、今後につきましては、現在の道路の利用状況などを勘案しながら、また地域の御意見をいただきながら研究してまいりたいと思っております。

○島軒純一議長 鈴木章郎議員。

○7番（鈴木章郎議員） 今おっしゃった121号線から九里高校までの延長整備は現在考えていないと。でも、逆にあちらのほうが本当に狭くて、何か武者道を通ったような感じがするんですけども、であるならばせつかく5,000万円投じてやったんですから、体感できるというか、本当にここは昔の武士が通ったんだと、ほかの先進地とか行きますと看板とか名前だけでなく例えばコンパネみたいな型として武士の絵を描いて入口とか出口にやると、ああ、ここが昔武士が通ったんだなみたいな、すごくわかるんですね。

車が通っても何だ何だ、小さい子供も。そういう興味を持ってもらってあそこに来てもらうような遊び心といいますか、そういうのも必要だと思います。その武者道沿いにも馬を形どったやつとか、そうなればまたおもしろいんじゃないかなと。車からも見えるようにという感じは、提案なんですけれども、どうですか。

○島軒純一議長 加藤建設部長。

○加藤吉宏建設部長 ただいまの議員の御提案、類似するような形で実は市民団体の方々からも御提案をいただいております。今回整備したあいう形ではなくて、今の南の部分については細いなら細いまのあの形で環境整備をしながら通り歩きされるような動線、その案内、誘導するための工夫をしながら動線をつくってはどうかという御提案をいただいております。ですから、ハード的な整備というよりも、そういうソフト的な誘導というものも含めて、これからも検討させていただきたいと思っております。

○島軒純一議長 鈴木章郎議員。

○7番（鈴木章郎議員） 恐らく、市民団体の武者道歩き隊ですか。この団体は清掃活動やマップの発行などを通じて歴史あるまちの魅力を本当に発信して、本当に頭が下がる思いであります。やはりこういう団体の方の声を聞きながら、もっと行政として、本当に武者道、全国で見ても珍しいということでございますので、全国、海外にも発信できるようにして、この米沢に来ていただけるように頑張りたいと思います。

3つ目に行く前なんですけれども、ちょっと三の丸土塁の東側に近所の人から注意を受けたんですけれども、三の丸の東側に子供たちが、柵はあるんですけれども、あそこに入って上って滑ってくるんですね、遊びながら。お堀に何も柵がないと。三の丸土塁から、行くとわかります。草木が剥げちゃって、滑ってる跡が見えます。何回も落ちそうなところを見ていると。そ

この柵を早急につくっていただきたいというか、子供の安全のために思うんですけども、どうですか。

○島軒純一議長 加藤建設部長。

○加藤吉宏建設部長 貴重な御意見、ありがとうございます。

これから、今土塁の上の建築物の修繕工事発注しましたけれども、この後引き続いて土塁そのものの整備工事を発注する予定でございます。その中に安全柵の予定もしてございます。ただ、そこを滑り落ちるという考えになりますと上の部分の安全柵を今考えておりますので、下の部分を検討する必要があるのかなと思っております。

それから、池の中に入って遊んでいるという子供……（「そうじゃなくて上からおりて」の声あり）わかりました。そういうことについてはこれからの整備の中でも検討させていただきながら現況を見てあわせて注意喚起するような施策をとっていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○島軒純一議長 鈴木章郎議員。

○7番（鈴木章郎議員） その部分は早急にお願いします。きのうも私行ったんですけども、子供たち、十五、六人たむろして、子供ですから、やんちゃですから、三の丸まで上がって行ってふざけたりとかこんなこと滑って落ちたら大変だなと思っておりますので、早急にお願いしたいと思います。

3番目に移ります。主要地方道米沢猪苗代線の交差点ですけども、やはりここは土日になりますと、観光、駅から来る人と舘山方面、会津若松から来る車で非常に混むところでございます。

先ほど、この重要事業で計画をお聞きしましたけれども、私、この交差点の渋滞緩和の一つの案がありまして、現在上杉神社から大門交番までは県道でございます。大門交番から真っすぐ

行きまして突き当たりのお寺さんまで、ここは市道ということで、このお寺さん、壽泉寺さんですか。このお寺、壽泉寺さんのお寺と県道板谷米沢停車場線、いわゆる相生町、ヤマザワと宮坂鯉屋さん、そのずっと路線が結局ここを開通することによって大型バスとか観光の車を誘導して、景観的にもすごいんですね、あそこ真っすぐ上杉神社が見えますので、ここが抜けるとまた新たな観光資源にもなるし、いいのかなと思っております。

その壽泉寺さんからその県道板谷米沢停車場線までの開通、例えば都市計画道路になっているのかな、その辺お聞きしたいんですけども。

○島軒純一議長 加藤建設部長。

○加藤吉宏建設部長 今議員仰せの上杉神社から大門交番を通して県道板谷米沢停車場線までの間、一部今おっしゃるとおり壽泉寺というお寺さんの部分が抜けているわけですけども、全体を通して都市計画道路、上杉神社東寺町線という位置づけをしているところであります。

○島軒純一議長 鈴木章郎議員。

○7番（鈴木章郎議員） ここ、市道ですので、そのまま延長市道でいくのかな。そうすると結構な予算措置も必要だと思っております。国の補助的なメニューなんかとれるんですか。その辺お聞きしたいと思います。

○島軒純一議長 加藤建設部長。

○加藤吉宏建設部長 ただいま申しあげました都市計画道路、これにつきましては、上杉神社東寺町線につきましては延長が810メートルの都市計画道路として計画されてございます。そのうち、主要地方道米沢猪苗代線から大門交番までの間の約320メートルが工事完了している。事業完了している。それよりも東側の490メートルが今未整備区間となっております。

今、議員仰せの国の補助メニューがあるかないかというお話でございますが、都市計画道路として整備する場合には街路事業としてのメニュー

一がございます。国の街路事業としてのメニューがございますが、その場合、都市計画道路の計画幅員が16メートルから18メートルという道路幅員になってございます。ちょうど、大門交番前と同じ幅員になります。都市計画道路として街路事業として採択を受ければ、そこから東側、県道板谷米沢停車場線までの区間についてもあの幅員で事業を実施することになります。そうした場合には家屋の移転、用地補償等々が入りましてかなり高額なものになるのかなと思っております。

○島軒純一議長 鈴木章郎議員。

○7番（鈴木章郎議員） 結局、この壽泉寺から相生町までのこの部分の計画というのは、多分お寺さんとか地域の町内会さんとかとお話というのは進んでいるんでしょうか。

○島軒純一議長 加藤建設部長。

○加藤吉宏建設部長 今仰せの未整備区間ですよ。全然今道路が入っていない区間のお話でございますけれども、壽泉寺から県道米沢板谷停車場線までの区間につきましては地元の方々からも道路開通の御要望はいただいております。

ただ、先ほど、申し上げましたとおり、道路を整備するに当たって補助メニューとして都市計画道路として整備するとなりますとあの区間も、ちょうどあの区間は18メートルになるんですけれども、幅員が必要になってくるということがございます。それと同時に既存の今の市道の部分についても16メートルの幅員が必要になってくるという形で、都市計画の事業として街路事業のメニューを使ってやろうとしますとかなり時間と費用がかかってくるものと思っております。

御要望をいただいているところにつきましても、まずは今のその手前の道路の幅員のまま延長して十字路という整備ができないかどうかというものも含めまして考えていく必要があるのではないかと思います、街路事業、都市計画道路

としての街路事業のほかにも市道の整備事業という形で現在の幅員をそのまま延長するというものも選択肢として考えていく必要があるのかなと思っているところです。

○島軒純一議長 鈴木章郎議員。

○7番（鈴木章郎議員） 米沢市の重要要望事業ですか、猪苗代線、ここも相当な事業費も要ると思います。私もお聞きしましたところ、城史苑側からずっと丸の内まで拡幅となると城史苑も引込まなくちゃいけない、山新さんも引込まなくちゃいけない、これも相当な用地買収もかかりますし、補償も莫大な金額かなど。ならばこちらを抜いたほうがある程度スピード的にも先ほど言った街路事業、補助メニュー、こういうのも使って景観的にもよろしいですし、渋滞緩和もできるのかなど、それを私、切に願って御要望して質問を終わりたいと思います。

○島軒純一議長 以上で7番鈴木章郎議員の一般質問を終了いたします。

.....

散 会

○島軒純一議長 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。
御苦労さまでした。

午後 4時07分 散 会